

「旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 7月24日（火） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：（滋賀県）北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、
井口参事、若林参事、秦副主幹、白井主任技師、川
端主任技師

※コンサル2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東
ニューハイツの各自治会から計20名（北尾団
地：欠席）

（傍聴） 1名

（市会議員） 田村議員、林議員、太田議員

（マスコミ） 1社

（出席者数 40名）

司会（滋賀県）：皆様こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村からごあいさつ申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。今日もお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日はお手元に資料をお配りしているかと思いますが、ちょっとこれまでに御意見等を賜っておりました「リスクと対応」の表でありますとか、あと意見、質問等に対する県の考え方を少し追加修正したものと、あと、これまでの話し合いを踏まえまして、こういったことを住民の皆さんとお約束をしてはどうかということで、二次対策工事の実施に当たっての協定書の案をお持ちいたしましたので、またいろいろと御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございました。

初めにお断りさせていただきますが、本日は、県、市と、RD問題にかかわる周辺自治会の皆様との話し合いでございます。傍聴の皆様方からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と、それからA4で綴じてあります「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施にあたっての協定書(案)」というもの。それからA3の横長の表、「周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問等に対する県の考え方」(2/1)と裏面が(2/2)となっております。それからA3の縦長の紙でございまして片面でございまして、「二次対策を実施するにあたってのリスクと対応」というもの。それから最後、A4の1枚紙で、「地下水等の採水のお知らせ」、以上の資料となっております。資料に不足のある方がいらっしゃいましたら、御発言ください。

それでは、この次第で伝えさせていただきました順序で話し合いを進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

参事(滋賀県): それでは、説明をさせていただきます。

この次第のやつでは、最初に協定書(案)となっておりますが、その前に、このA3の2枚ものを、前回の話し合いの結果をちょっと踏まえまして、若干つけ足したり修正したりしましたので、そっちの説明をちょっと簡単にさせていただきます。

まず、A3の縦長の「二次対策を実施するにあたってのリスクと対応」というやつでございすけども、これのリスクの一番上のところの「Ks2層汚染改善なし」のところの「想定される要因」のところ、「施工不良によるひび割れ等」「不等沈下によるひび割れ」というところの対応の案でございすけども、前回の資料では2項目だけやったんですが、最後に1項目、もう一つつけ足しております。「底面遮水箇所からの汚染水の漏水が疑われる場合は、学識者の助言も踏まえて調査検討を行い、適切な対策を講じる。」ということで、漏れた場合どうするのかを記述すべきという御意見がありましたので、つけ加えさせていただきました。

同様に、その下のところ、「側面遮水が不十分」なところの3項目目も同じような形で、「適切な対策を講じる。」というのをつけ加えました。

同じく、その下の「鉛直遮水の不十分」なところにつきましても、「適切な対策を講じる。」ということで、3項目目をつけ加えさせていただきました。

この紙につきましては、以上、3カ所につきまして追加をいたしております。

続きまして、A3横長の「周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問等に対する県の考え方」というやつでございすけども、これは平成21年11月24日に周辺自治体連絡会のほうからいただきました基本要求、あれに書かれてることで、これに書いておくべきかなということにつきまして、つけ加えさせていただきました。

具体的には、まず③でございすけども、「二次対策の有効性が確認できなかった場合はどうするのか。」、これは基本要求というよりは、この前の話し合いを踏まえて書かせていただいたやつでございす。県の考え方としましては、「調査を行った上で、追加の掘削や遮水等も含めて必要な対策を検討し

実施します。」ということでございます。これはちょっと後で説明させていただきます協定書（案）ともちょっと関連する形で書かせていただきました。

次に、11番目の「除去対象物の総量について」というところの県の考え方の最初のポツのところの最後のほうでございますけども、「許可容量を超えたかどうかや、許可品目外であるかどうかで対策内容が決まるわけではありません。」という文章を入れております。これは基本要求的ほうで、許可容量を超えたものは出すべき、あるいは許可品目以外は出すべきというようなことが書かれておりましたので、それにこたえる形で書かせていただいたものでございます。

裏にいきまして、18番目でございます。「深掘り穴の対策はしないのか。深掘り穴が他にもあるのではないか。」というところの県の考え方のところの二つ目の丸でございますけども、「また、溶融炉建屋の基礎杭については、施工時に遮水されており問題ないと考えています。」というのをつけ加えさせていただきました。これもこれまでの話し合いでも議論が出ておりましたし、あとまた基本要求的中でも、基礎杭を撤去すべきというようなことも書かれておりましたので、これについて書かせていただいたものでございます。

次に、19番目の「メタンガスを除去するのもしないのか。」というやつ二つ目の丸をつけ足しております。「また、覆土によりガスの拡散を防止します。」ということでございます。これも基本要求的ほうに、ガスの拡散を防止することというようなのがございましたので、これをつけ加えさせていただきましたものでございます。

あと21番、22番は、この項目そのものを新たにつけ足しております。

まず、21番でございますが、「沈砂池部分に埋められていると考えられる有害物は掘削除去してほしい。」というのに対しまして、「沈砂池部分については、貯留・貯水施設設置時に掘削して状況を確認し、適切に対応します。」というふうに書かせていただきました。これも基本要求的のところ、あるいはこれまでの話し合いで、何度もこの沈砂池部分のところについて御意見いただいておりますので、それについて書かせていただいたものでございます。

最後に、22番でございますが、「旧処分場内の建屋等を整理してほしい。」というのに対しまして、「建屋は撤去する計画です。」ということで書かせていただきました。これも基本要求的の中に書かれておりましたので、撤去する計画ですということで、県の考えということで書かせていただきました。

以上が、前回の資料を一部修正させていただいたやつでございます。

続きまして、協定書（案）のほうの説明をさせていただきます。

1枚目が協定書の本文の案でございます。2枚目、3枚目が二次対策工事の基本方針ということで、これまで説明させていただきました二次対策工事の考え方を文書で書かせていただいたものでございます。

一番最後に平面図がついておりますけども、これはこの協定書なり基本方針の中で、位置を示す単語が出てきますので、それでどのへんを示しているのかというのを明示するために添付した図面でございます。

それでは一番最初に戻りまして、協定書の案でございますけれども読ませていただきます。

R D最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施にあたり、滋賀県知事（以下「甲」という。）とR D問題周辺自治会連絡会（以下「乙」という。）は、平成22年8月5日に取り交わした「R D事案解決に向けての覚書」（以下「覚書」という。）第1条で遵守するとしている「R D産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結すると。これは一次対策のときの協定書と、基本的には同じ文書でございます。

1項目目、旧R D最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施すると。この基本方針というのは、ここの2枚目以下のやつでございます。

2項目目、二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。

3項目目、甲は、二次対策工事の実施にあたっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。

4項目目、甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事实施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとする。

5項目目、甲は、旧R D最終処分場の浸透水および地下水の水質が別途定める水準となったことが確認できるまでの間、これらのモニタリングを実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を積極的に公開する。

6項目目、甲は、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）R D最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。これはこれまでの話し合いで、こういうような組織をつくるというのを書かせていただいたのを、協定書に入れたものでございます。

7項目目、連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、調査を行った上で、必要な追加対策を検討し、実施する。これについても、これまでの話し合いを踏まえて書いたものでございます。

8項目目、二次対策工事实施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。

9項目目、甲は、旧R D最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図るということで、県有地化について書かせていただきました。

10項目目、前各項の詳細については必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。

11項目目、本協定を締結した証として本協定書を計7通作成し、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとするということで、以下、日付と、甲が滋賀県知事、乙がRD問題周辺自治会連絡会の各自治会の会長の方にサインいただくような形でつくらせていただきました。

その次の二次対策工事基本方針ということでございますけども、1番から10番まで書かせていただいております。

1番目が有害物等の掘削除去ということで、掘削除去するものとして①②③と書いております。

①が、これまでの調査または一次対策工事の際に、位置が確認され、または推定されたア、イに該当する廃棄物等ということで、アが廃棄物土であって、土壌環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれがあるもの、イとしまして、ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土でございます。

②としまして、今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土。③としまして、二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ということでございます。

2番目としまして、旧RD最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水ということで、(1)で、旧RD最終処分場の西側および北側において次の対策を講ずると。西側、北側というのは、最後の平面図に位置を書かせていただいております。

これもこれまでから説明しておりますが、①としまして、廃棄物層の底面における遮水層の欠如により、廃棄物層から下位の透水層へ浸透水が漏洩している箇所への遮水。

②としまして、廃棄物層の側面に透水層が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所への遮水と、これをやります。

(2)としまして、(1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行うと。

(3)としまして、(2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧RD最終処分場外に搬出して処分する。

(4)としまして、(3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧RD最終処分場内に埋め戻す。

3番目としまして、これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土等の適正処理。

(1)としまして、これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記2の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。

(2)としまして、一次対策工事による掘削後の底面において実施した電磁探査の結果、ドラム缶関連廃棄物土が存すると疑われる箇所を掘削し、当該廃棄物土が確認されれば適正に処分すると。これは一次対策の協定書を受ける形で書いております。

(3)としまして、東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分について、当該基礎コンクリートを撤去した上で実施した電磁探査の結果、ドラム缶関連廃棄物土が存すると疑われる箇所を掘削し、当該廃棄物土が確認されれば適正に処分する。これも一次対策の協定を踏まえたものでございます。

4 項目目としまして、北尾団地側平坦部における遮水。

(1)として、旧RD最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層が露出し、浸透水が透水層に漏洩している箇所の遮水を行う。

(2)としまして、(1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行うと。

5 番目で、浸透水水位の低下のための措置。

(1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留槽を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。

(2) 浸透水貯留槽への浸透水の集水を促進するため、2、(2)の掘削部分にドレーンパイプを設置する。

6 番目としまして、揚水した浸透水の処理。

5で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

7 番目としまして、地下水の流入抑制。

2および4の透水層露出部等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

8 番目、覆土。

旧RD最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

9 番目としまして、法面整形。

2の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊による廃棄物の飛散流出を防止する。

10 番目としまして、工事中のモニタリング。

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

以上、基本方針として10項目を挙げております。

最後に、今、出てきました位置を示す言葉を書いた平面図をつけさせていただきました。

以上、協定書と、前回の資料の修正について説明をさせていただきましたので、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

住民：最初に言葉の問題だけ、ちょっと簡単なことでお聞きしたいんですけども、今読んでいただいた二次対策工事基本方針の4の(1)とか7のところに書いてある「露出」という言葉がありますよね。「砂層が露出し」とか「透水層露出部」と、「露出」というのはどういう概念ですか。つまり普通、露出というのは目に見えるというふうにとらえるんですけども、そうではないようなので。

参事：そうですね。廃棄物層と接してるとというような意味で、廃棄物層を取り除いた状態で露出しているということなんで、という意味ですけども。

住民：それはそういうふうに言うもなんですか。地下にあっても露出していると言うの、そうすると。

参事：そうですね。要は、廃棄物層と接している透水層を遮水するという意味ですね。ちょっと言葉については、もうちょっと考えさせていただきます。

住民：二次対策のこれとはちょっと外れると思いますけども、経堂池のことなんですけども、今、処分場のことで説明があるんですけども、今、国1バイパスで、ちょっと国交省のほうから説明に来てもらって、経堂池の水を工事にかかわって流させてほしいというようなことで、ちょっと話し合いをもっているんですけども、うちの自治会からちょっと資料を見ていますと、一番初めに、経堂池についての資料というんですか、知事あての要望を、それだけではないんですけども、出されたのが平成18年7月24日に、一応、嘉田知事あての文面を自治会長名で出されています。それから2回目については、平成21年2月16日に前の自治会長、●●さんのほうからも出されているんですけども、その中で6項目出されている中で、経堂池の水質の改善と水量の確保を図るためにヘドロ等の浚渫を行うという、そういう項目で出されているんですけども、今、国1バイパスの工事にかかるときに水を抜く場合に、一般というのか、田んぼの中に水を入れないような形でやっているんですけど、この二次の対策が終わった後に、何か経堂池のこともやっていただけるのか。そうやないと、もうそのままほっておかれるのか。

例えば、前も一遍出させてもろたんですけども、7月15日にどこともされてます環境整備で経堂池の草刈りですね、うち三つ池があるんですけども一番大変で、うちは90軒ぐらいあるんですが、そのうちの二十何人があそこへかかっているわけですよ。法面もあれですし大変な作業で、3年ほど前はもう業者に頼んで、何十万円かかかってやったんですけども、実際に前にも言わせていただいたんですけども、農業用水として使っていたときには、やっぱりやってもみんな納得してやってはるんやけども、今は何も農業用水としても使えないのに池の管理のほうは小野がやらなあかんということで、大分問題にもなっているんですけども、これの工事が終わった後に、経堂池に

ついてはどういうようにちょっと考えておられるのか。小野として、自治会として役員会でもそうですし、皆さんにどうしていかとか、そういうなんは、具体的な話し合いをもってないんですけども、もうあのまま、極端に言うたらもうそのままにしておかれるのか、何らかの対策をとってもらえるのか、ちょっと話を、もし考えておられるんやったら、ちょっと聞かせていただきたいんですけども。

室長（滋賀県）：経堂池の調査は、今まで何回か栗東市さん等を含めてやっているわけですが、あそこからは特に有害なものが見つからないという状況でないので、基本的に代執行として、あそこをどうするというふうなことはできないというふうに考えているところです。

住民：そう言われますけども、例えば前はあその水を農業用水として使っていたんですけど、今は三ツ池からやっているんで、あの水は農業用水として使えるわけですか。

今度、水抜くときも一般の田んぼに水が入らないように、そういうような措置をとってやってもらっているんですけども、それで大丈夫やと言われるんやったら使っていきますけども、実際のところ住民の方が、その水を使うということは全然考えていないんですけども、そやけども水が足りないとき、今は雨も降っていますので使うことはないんですけども、足りない場合はあの水を使っていきたいと。将来的には、前のRDのそういう問題がなかったようなきれいな水で、あの水も使っていきたいというような考えを個人的に持っているんですけども、それで水質のことやらも大丈夫やということで、三ツ池と同じような形で使っていっても問題ないんですかね。

室長：先ほどちょっと言わせてもらいましたように、今まで調査をやっておりますが、有害物質が何か基準を超えているとかいうことは検出されておられませんので、そういう面からいうと大丈夫ということで考えております。

住民：すみません。今の件ですけど、電気伝導度は農業基準で300以下となっておりますよね。その点はどうなっているんですか。ずっと超えてましたよ、高い値でしたよね。何のためにあの基準はあるんですか。

課長（滋賀県）：それはいわゆる有害物質の基準ではなくて、いわゆる電気伝導率ですから、それに溶けているようなものがありますということなんですよ。それについては作物によっては具合が悪くなるのもあるかもしれませんが、それによって何らかの動物が、食べ物の中に入っていくというものではないというふうに考えています。

住民：やっぱり安全やと言われても実際のところ。

課長：ですから我々としては、数値的なものでしか、ものが言えませんので、今後また必要とあらばモニタリング等をもやらせていただく可能性はあり、やらせていただきたいというふうには考えております。

住民：そうするともうあれですか、処分場のこともそうですけども、やっぱり前にあったような状態に戻してほしいというのが、住民の考えなんです。実際のところ、前の状態ではないですわね。特に、やっぱり三ツ池のことについても国交省のほうにも、十分にそういう変な水を入れてもらったら困るということをもものすごく言っているんですけども、やっぱり経堂池については見ていただいたらわかるように、以前のあのきれいな水とは全然違いますわね。検査で問題がないと言われても、実際にその水を、今の国交省の水を抜いてほしいという今の状態でも、その田んぼへ流さないようにしてるわけです。それでも全然問題ないんですかね。

課長：はい。有害物質については問題ないと思います。

要するに、水の流れが変わってますので、そこら辺はちょっと見させていたいただきたいと思いますが、昔、上流から水が入ってきた状態のものが、今、入ってくる状況が変わっている。あるいは、また国道のバイパスができて、水の流れ方が変わる。停滞することによって水が汚れるということがありますので、その水の流れの部分については、それはまた見させていたいただきたいと思いますが、有害物質に関してのみ申し上げますならば、それについては問題ないということです。要するに、水が停滞することによって何らかあったという、先ほどの話じゃないですけども、薄まったりしないから電気伝導率が高くなるというふうな状態が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

よく沼地を管理されているときには、皆さんのほうが詳しいと思いますが、年に一遍程度、全部干上げてヘドロを乾かしてやるというような操作をやっていらっしゃる方がございますので、そういった管理のところは今できておりませんから、そういう水の停滞という意味合いでは、少し問題があるのかなと思います。ただ、これはいわゆる有害物質と関係のものではございません。

住民：その中で、周辺の井戸の水質検査はまだ続けられているということは、RDの最終処分場の地下水が、あの経堂池へ流れているということがあるから調査されてるわけでしょう。

課長：今、私どもが問題にしておりますのは、池の底よりさらに下の部分の地下水層から出てる、ですから市の井戸でいきますと市のNo.3とかNo.7とか池の下に井戸がございまして、自噴井戸ですね。要するに、池の下の粘土よりもさらに下のところですから圧力がかかって、井戸を掘ってやると自噴し

てくるような、その井戸の水を調べてます。それは前々からお話しておりますように、例えばジオキサンとか、あるいは塩ビモノマーですか、こういったものが微量な量ですけども出てきてます。

ですから、そういったものが出てきてるんですけども、池の水質とはまた違いますので、池はそういったものが出てきてないの、地下水と今の池は切り離されているだろう、いわゆるその上の部分です。池に入ってきているのは先ほどから申してますが、表面水は入ってきてると思うんです。ただ、それは水の流れが昔とは変わってますので、その水の流量なども変わってきているので、少し変わってきてるのかなと思います。これは推測にすぎませんけれども。

ただ、そういう水の流れが悪くなったことによって、何らかの問題が出てきますし、昨年、●●さんからお話をいただきまして、経堂池から出てくる水のところに少し油のようなものが出てるんですよというお話がありました。調べさせていただきましたら、それは何かと言いますと鉄バクテリアでした。あそこは金気ですよ、茶色い色をしますよね、流れてきてるところ。ですから、そこに鉄を食って生きていくようなバクテリアが存在していて油のようものになっていたんです、表面に浮いてましたから。これは油のように見えますけども油じゃなくて、鉄バクテリアというものがそこで生息している。要するに水の流れが変わった、鉄分が多い、金気分だから、そういうふうなことになっているという状況でございました。これは私ども水質検査させていただいておりますので、必要でございましたら、またそれについてデータを差し上げます。

住民：そういうように言われていても、住民の方は何かの保証というのか、確証がないと、経堂池の水を使うてやっっていくということに対して、まだ不信感を持ってると思うんですよ。今でも水利担当なり農業関係の者はものすごく慎重にしていますので、住民の方にしたら、対策が十分にとられていて、安全やということがわからない限り、その水を農業用水として使うのには賛成されないとと思うんですよ。

実際に言われますけども、実際に自分とかが田んぼを持っていて、今の状況で、そういう状況で水を流されて、その田んぼの水で米つくるかいうたら、できないと思うんですけども、どうですか、そんなんは。多分、流してもろたら困るって言わはると思うんですよ、その水を田んぼに流してもろたら困ると言われると思います。

課長：そこらへんの、お使いになられるなられないの御判断のために、私どもといたしましては、経堂池の水質についてモニタリングデータをとった上で、皆さん方にお示ししたいと思います。

住民：すみません。●●のほうからも、あそこへ下作をしておった人がおりました

て、今はありませんけども、そんなことで、このRD問題が発生しましたときに、私も非常に家も農家でありますので関心がありまして、土地の●●の人とも話し合いをしたことがございますけれども、あのときに市のほうで、平成13年だったですかね、今、情報高校へのつなぐことになってますあの道路の下を借り上げて、栗東市の農協に委託して水稻の検査をされたことがある。それには農林省で定めてる農業用水の基準というのがある、検査項目があるんです、分析項目が。それには経堂池は、いわゆる農業用水の権利が●●の農地が持つてるといって池でございますので、あの水を調べられたんですね。そしたら農業用水の基準をクリアできない。それで秋、米がとれまして米を分析したら、それはいいから米をつくりなさいよというようなお話があったことを覚えています。

ところが●●の農家の立場としては、私らは農家で農家の心情はわかるんですけども、あの水でつくった米を飯米にできますやろかと。そしてその米を販売しろと言うけれども、栗東市の農協へ出した場合に栗東市の米全体が汚れるやんと、そういうような風評被害も立ちましてとてもつくれないと。もう非常に当時は、RDがまだ操業しておりましたときには、カエルの死骸が流れてくる、泡立った水が流れてくる、すごいような状況やって、足を入れたら、素足で入ったら足が真っ赤になったというような状況があったんです。ですから今も経堂池の水で、農業用水としては使ってはいけませんという栗東市の指導がなされているはずですよ。ですから県道の下、あの三ツ池の水を使いなさいということになってると思います。

ですから今おっしゃるように経堂池の水を使う権利のある水田を、あれを復興しようと思ったら、もうほとんど耕作放棄されてる状況でしょう、●●の下のあのへん。それは●●の農家の方が言われるのは、もっともやと思います。そのへんは、やはり慎重に対応するべきじゃないですか。

課長（栗東市）：今、●●さんのほうから経堂池の用水ですけども、栗東市の中で用水として使用するなというような話が出ましたけれども、決して栗東市については、用水として使ってもらったら困るというようなことは言うておりませんので、そのへんははっきり。

住民：いや、言うたんですよ。何言ってるの、その書類ありますよ、それも解除されたんですか。

課長（栗東市）：いや、解除で・・・

住民：いやいや、農業用水にはこれを使ったらだめだと。

課長（栗東市）：文書があれば、また見せていただけますか。それまた、明日にでも取りに寄せていただきますので。

住民：農林省のいわゆる農業用水としての基準をクリアできないと。ただし、その米は有害物は余り出ないというようなことで使ってもいいですよという、そんな理屈ありますか。

課長（栗東市）：確かに毎年、経堂池につきましては、夏場に水の調査をさせていただいてます。確かに農業用水基準からオーバーする部分が、例えばこの23年、去年でしたら、化学的酸素要求量が6以下に対して7.7という数字が出てます。それと、あと先ほどから出てますように、電気伝導度は30以下ですけども、これが34.1という数字が出ておりますので、確かに農業用水基準からすると、そのへんはオーバーしてるというような状況ですけども、水稻を作る上で、それについては問題ないというふうに認識しておるところでございます。

住民：今、●●さんも言われたように、例えばそこで経堂池の水を使って米をつくったと。そうした場合に、農協なりに持っていったときに、取ってもらえるかということです。うちの米を作ってはる人も、今まででしたら個人的にも売ってはったけども、あそこの近くでやってはる人に聞いたら、もうその米は買わんというあれが、そういう風評被害ですか、それが充満してますわね。検査ではそうやけども、何か大きな手だてを講じて変わっていったというあれがなければ、絶対変わらないと思うんですよ。うちの人でも、あそこの水を入れて米を作るのかなん言わはりますわ。

課長（滋賀県）：ですから私どもとしては、先ほどから繰り返して申しておりますとおおり、水質のデータをお示しするという格好になると思います。

ただ、お話を聞かせていただいておりますが、バイパスができて水が入ってこないような形になってしまうということは、余計に停滞性が増すということですよ。あそこにずっとたまればたまるほど、今ほど申しましたCODが基準値を超えてるという話がありましたけども、プランクトンがいっぱい生えますからCODは増えていきます。これは仕方がない話だと思うんです。水が流れれば、そのプランクトンが生えないわけですからCODは上がらないんですけども、そういうふうな形で上がってくるというふうなところで、いわゆる有害物質でない部分については、これは水を停滞することによって余計変わってきますので、それが今回のバイパス工事等で変わる余地はあるので、単純にちょっと考えにくいところがあるんじゃないかなと思います。

私どもとしましては、あくまでRDの影響があるやなしやについて、有害物質の濃度についてモニタリングを行うという形をとらせていただきたいと思います。うふうに考えております。

住民：今、議論を聞いていてよくわからなかったんだけど、●●さんにちょっと質問なんですけどね、結局どうしたいという要求なんでしょうか。今、話を聞いていくと、経堂池の浸透水なり表流水を完全に遮水するような手だてをとってほしいということなのか、あるいは経堂池を含めて県有地化してほしいということなのか、あるいは経堂池を積極的に水をきれいにするための対策も含めて考えてほしいということなのか、どういう要求をしてるのがちよっとよくわからないので、教えてもらえますか。

住民：全体でまだ話はしてませんが、やっぱりあそこの池の水を使っていきたいというのが、せつかくあそこにあるんやから、やっぱり農業用水として使えるような。

住民：ということは、県に対して積極的な水質の改善策を要求すると、そういう意味。

住民：そういうことですね。

住民：そういうことね、それについては県はどうなんですか。

課長：先ほど申しますように、あそこに入ってくる水をカットしてしまうような計画がなされているわけですよ、今。バイパスより上の水が入ってこない格好になるわけですよ。ということは、水がたまってしまうんですよ。それを改善しようという話になりますと、たまった水をどうするかという話です。これは全くRDとかかわりのない、その有害物質とは違う格好になってしまうんですよ。そこにどっとたまっている水を、どういうふうに改善するかという話になるかと思っております。

失礼しました。ちょっと間違えてまして、表流水についてはボックスカルバートであそこへ落とすという話ですので、そこで循環の程度がどう変わるかという話は、これは考えていく必要があると思っております。昔とは違った形で水の入れかわりの格好が変わってきますから、それについてはモニタリングしていきたいと思っております。

住民：処分場の表層水って、皆、池へ流れていくんですよね。どれだけ遮水されるんですか。ほとんどの雨水って、皆、表層を流れて覆土するから池へ流れていきますよね。かえって池が小さくなるから、かえって循環は速いん違います。たまるということはありませんし、今度は横のほうからもどんどん、山の手のほうからも入ってきますからね。

室長：今のあそこがたまってということは、ちょっと国土交通省さんのやり方と。うちとしましては、今よりも表面水が多くなると思っておりますので、もう

覆土を完璧にして、廃棄物に触れないものを側溝を使って流しまして、中に浸透する量をコントロールしますので、今よりは表面水が多くなるのかなと思っています。

それはどこかへ流れていくということで、今のところは国のほうを見てますと、あそこにボックスカルバートが設置されて、そこへ流れていくものかなというふうに思ってますので、それによってどう水質が変わってくるかというのは、今のところちょっとわかりませんが、今よりはRDのところの面積のところ降った雨につきましては、廃棄物に触れない水として今よりは多くなるのかなというふうに考えておりますが、そのへんにつきまして、また詳しくは、ちょっとまだこれから設計をしていくことになります。

住民：中村さんにちょっと申し上げたいんですけど、検査を分析をしたとおっしゃいますけれども、いわゆる農業用水の基準というのがある。それはこの前も正木部長のときに分析をしたのを私のところへ持ってきてもらったんですけども、全然違うんです。これはやっぱり食べ物に影響する農業用水の基準というのとはまた別に定められて、極めて基準が、どうなのか、そのへんがおかしい。

課長：その基準というのは、それは栗東市さんがお話されたやつですね。CODすなわち化学的酸素要求量、それから電気伝導率とかそういうことで、要するに栽培に適した水ということで、それは毒物が入ってくるという基準ではないんですね。栽培に適した水だということです。それはもう全然別の話です。

住民：もちろん毒物はいけませんよ、しかし基準がありますから、それでしっかりやってください。

課長：ですから、それは有害物質の話とは、それは出てませんので問題ないと。先ほど申しましたようにCODが高い、化学的酸素要求量が高いというのは、水の中にそういうふうな燃えるものがいっぱいありますと。それは何ですかと申しますと、プランクトンですと。プランクトンはなぜ生えますかといいますと、水が停滞することによってプランクトンが生えてくる。あの池が例えば緑色の色をしとったら、それはプランクトンが多いわけですのでCODが高くなっているという格好だと思ってください。それとは別に、昨年、●●さんから正木部長のほうに依頼があった水については、私が採りにいって分析いたしました。

住民：あの分析の結果は見せてもらいましたが、農業用水の基準とは全く、農業用水の項目とは全然違う分析をされてる。

課長：なぜかと申しますと、それは●●さんからの御質問は、あそこで泡が立っていると、油のようなものが浮いてる、これは何ですかという御質問があったんで、それについて調べさせていただいた。それは何かといいますと、先ほど申しましたように鉄分が多い水ですので、あそこは。それで鉄バクテリアというバクテリアがたくさん繁殖したことによって、ちょっとギラギラしたようなものが表面に浮いておったと、そういう結論です。

住民：まあそれはわかりますけれども、結局、●●の農家の方は、今、自治会長は一生懸命代弁しておられるんですよ。あの水で飯米作ったかて食べられない、農協へも出せない。そういうような状況を何とかしたいというのが、●●の農家の方、自治会の役員さんの方の、これはもう昔から言っておられることやと思いますし、大事なことやと思いますよ。あのへんの耕作放棄されてるあの状況を見られましたか。

住民：●●さん、そう言って怒ってもしようがない話でさ、水をだからきれいにするためにはどうしたらいいか。さっきも議論してるように、水を汚くしたいと思ってるわけないのよ、県の人もさ。ただ、あそこの表流水をふさいじゃったら、さっきも言ったように水が停滞することになるし、一方で、表流水を中に入れたら水の流れはできるけれども、処分場を通った水が流れるという問題があるわけだよね。だから●●さんとしては、どういうことを望んでいるのか。どっちをとってもあんまり都合よくないんだよね。

住民：それを●●のほうで一遍考えられて、やはり前は経堂池に有害物が沈殿していると、^{しみんせつ}浚渫するような話も聞きました。具体策ができてませんので、そのへんをやっぱり詰められたらどうでしょうね。

住民：表流水もそうですけども、あそこは池の水を抜いたときがあるんですよ。そのとき私、電気伝導度なんか調べましたけど、下からしみ出てます、高い値が。そのときは600ぐらいかな、大体雨水が50ぐらいでしたわ。周辺から流れてくる水が100、乾いた中に入って行ってにじみ出てるのが600、漏れてますわ、どこか。表面からにじみ出てるのが、処分場からじかにずっと来てるのが2,000近くの値が出てます。

要するに、あそこの池は今300と言われてますけど、雨水とかいろんなので薄まって300なんです。実際は、もっと高いのが入ってきてますから、それをちゃんと見てやらないと、薄まっているから問題ないやないかというのが現実なんです、地下水にしても、大気にしても。我々はそうじゃなくて、そこへ入っていく本当に濃いのをきちっと見て、本当に有害はないのかというのを見ないと、今の現状はみんな薄まっていってます。

住民：pHも11ほどありましたよ。足跡の水たまりにね。そこは池の底です、出てるんですよ。

課長：その池の底のpHについては、どういう状況で測られたのか我々も確認させていただきたいと思いますけれども。

住民：確認しようがないですよ、足跡の跡やから。

課長：ですから御存じのように、ちょっと極端ですけど、プランクトンというのがいっぱい生えてきますと、水の中の炭酸ガスを吸っちゃいますので、pHはアルカリ側に振れるんです。例えば、そこらの池でも9以上になるようなこともございますので、そういう状態やったんかどうか、それは確認させていただきたいと思います。

住民：それと三ツ池もしかりですし、ほかにも池がありますんでね、そのへんの水と1回比較したらいいと思います。どちらかという、ああいう池は酸性で、電気伝導度はもうぐっと低いです。処分場の影響があるからpHが高くなってしまってる、アルカリ性によって電気伝導度は高くなってます。あのへん、いくつかありますわ。そして、その上流側のほうにも小さいため池がありますから比較してください。そしたらよくわかります。その処分場がどれだけ汚染というのか、汚れているかというのはよくわかると思う。できたら、その池と同じような水質にもっていくというのが基本やと思います。地下でいえば、上流側のきれいな水にもっていくというのが私らの望みです、池も全く一緒だと思います。周りと比べたらよくわかります。

住民：確認なんだけどね、5月21日にもらった説明資料の1の一番最初に、支障と支障の対策基本方針の中の6番目に、経堂池の底質および水質悪化のおそれというのが、一応この生活環境保全上の支障またはその生ずるおそれ、に入ってますよね、一番下のところ。

今の議論は、ここにかかわる問題だと思うんだけど、この二次対策によって、この経堂池の底質および水質の悪化のおそれは、なくなるということなんだろうか。

室長：今の現状で調査した結果で出てないということも含めてですけど、今、粘土層から出ているものをとめるという工事をしますので、もし今後のことも含めると、そこへ漏れ出すもの、もしも今まで漏れ出ているとすれば、とまるというような対策の工事をしていく。経堂池側の側面に、「露出した」という言い方は悪いかもわからないけど、廃棄物と接しているところについても遮水をするということでございますので、今、経堂池の底質も調査をして、有害物がないという結果が出たのは確かだと思うんですけど、今後も側面の

遮水なり、あるいは底面の遮水をしますので、そこから廃棄物に触れた水がそっちのほうに流れていくということは、今後もそういう流れ出ない対策をやりますので、そういう意味からするとおそれは・・・

住民：ただ、だから今日もらったリスクと対策の中に、経堂池の問題は入ってないですね。そこのリスクは、●●さんたちはリスクを感じているんだけど、県の側の対応がないので、これだけ声があるんだったら、それも入れてもらったほうがいいんじゃないかしら。

室長：リスクのところ、一応うちとしては、側面遮水が不十分ということに入っているかなと思いますけども、「経堂池」という文字を入れて、

住民：そのリスクに対して、どういうふうな対応を考えているのかを整理してもらったほうが。

室長：経堂池については、「経堂池」という文字をまた入れさせていただいて、ちょっとまた問題というのを、今度また入れたものを出したいと思います。

住民：長年、経堂池は使われてへんわね。それに対する補償とかは考えてる、●●の農家に対して。長年使われてない、あの池は使えへん。それとか風評被害にしたかてそう、RDがあったからそういうことになったんやから、●●の農家への補償関係はどう考えているのか、ちょっと。

管理監(滋賀県)：基本的には法律論になりますので、説明させていただきますと、仮にRDが原因でもって汚れたとか、あるいは、それでもって作物がとれなくなった、あるいは、それでもっての風評被害という話になりますと、それはあくまでもRD社の責任であって、県がそれに代わってRDの代わりに補償するというような仕組みというのは法律上あり得ない。あくまでも代執行という形で支障を除去するための対策工については、そういう法律の仕組みになってますけども、いわゆるどこかで仮に何か問題が起こって、その企業がつぶれて、県がそのために代執行しにいけますと。そのことによって、それ以前から、あるいはそれ以後も含めて被害に遭われた方の分についてまで、県が支払うというような法的な仕組みというのはありませんので、本来、それは加害者に対して請求するべきものというような整理の仕方になるのは、ちょっと御理解願いたいと思うんですけど。

住民：処分場を管理監督する立場を、全然そしたら感じてへんということやな。そうなのは県の結局、管理監督が足らなんだということやろ、RDがああいう問題を起こしたっちゃうことは。それに対しての責任なんて、何ら考えてないということになるよ。

管理監：その場合に管理監督の責任でもって、県が云々という加害者の立場に立つということであれば、それは逆に言うと、そういう裁判とかいう形で明らかにされない限り、法的根拠がないものを代わって出すというようなことは、行政としてはできないという形になりますのでね。

住民：ということは、責任は何ら感じてないということやな。

室長：今、我々がきちっとやっていくべきは早く対策工をやって、そういうことがないように支障除去をきちっとやっていくというのが県の責任ということで、代執行としてやっていくということでございますので、そのへん、ちょっと御理解いただきたいなど。

住民：結局、●●の農家に対して謝罪の一言もなかったらあかんのやわ。県が管理監督をきちっとしてなかったんやから、きちっと指導して運営さしてれば、こんな問題は一切起こらへんのや。明日立入検査行くよいうて早くから連絡して、そんなことしてるからこういう問題が起こってるわけや。それに対して何の責任も感じひんというようなことで、どうするのよ。そんなん言われたら、●●の農家の立場はどうなんのよ。

室長：繰り返しになりますけど、県としましては、今、対策工、支障が出てるものについては、きちっととめるということを精いっぱいさせていただくことが、うちの今できる精いっぱいのことということで、御理解いただきたいと思います。

住民：今、耕作放棄されているのは、もう全国的に見たらすごくあるんです。けどね、あの経堂池の下流側の●●の農地というのは、農家が高齢者になってもうできないとか、そういう単なる農家の都合で耕作放棄してるのとわけが違ふんです。あれはやはりRDの汚染水、経堂池の水が来るから耕作ができない、作っても米食べられないと、そういうわけで耕作放棄してるんだから。そこら辺をどういうわけで、そら藤本さんがおっしゃるのは、それは法律論であって、そのへんはしっかりとやっぱり対応せなあきませんよ。

室長：という意味からも、今、水を検査して有害物が検出されない。今後も支障が出ないようにしっかりと対応していくということ、しっかりとやっていかせていただきたいと思います。

泡が出てるとか、あるいは油が流れてるとか、そういうのが、あそこの下やさかい、そうやないやろうかということから、そういう話が出てくる可能性があるんですけども、そういうのが今の状況につながっているというようなことも思いますので、客観的にしっかりと検査させていただいて、しっか

りと対策をさせていただくというのが、私らが今、精いっぱいさせていただくことやというふうに考えていますので、どうぞ御理解いただきたいなと思います。

住民：理解できないわ。

住民：安全と安心ですよ。安全は基準を超えてないから大丈夫、安全というようなことを主張してると思うんやけど、我々は安全もやけども安心も求める。県も安全と安心をちゃんとしますよと言うてきてますので、安心をどうするのかというのでみんな。

室長：安全を確保することによって、安心を担保したいなということでございますので、今の対策工でしっかりと地下水、水の関係の漏れ出るところを止めていくと、有害物を取るというのがうちの今できる、安全を確保することによって、安心につながる対策をしていくということでございますので、どうぞそのへん、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど経堂池の水質あたり、先ほどちょっと、まだ今どうやこうやって、どう言わしてもらおうということがなかなかはっきりと、どれぐらいの雨が降ったら、どれぐらいのものが染み込んで、どれだけのものが流れるって、なかなか今すぐには数量的なものは言えませんが、今よりは水が流れることになるのかなということがありますので、あそこに廃棄物に触れないきれいな水が流れ込めば、そういう部分についてどう改善していくのかというところもございまして、水質調査等につきましては、また今後もさせていただきますけれども、今のところ有害物質が検出されたということはございませんので、そのへん、うちも広くアピールさせていただきたいなと思います。

住民：今、工事の国1バイパスのそれも、RDの水が流れないような感じの発言が総会であったんですよ。国交省のほうも、それをもとにして工法も考えてやっているんですけども、僕らも専門的なことはわかりませんので、先ほど言われたみたいに、その国1バイパスのこの道路ができたために、また自然のそれが変わって、バクテリアが発生して何とかかんとかいうのも出てくると、国のほうはあれやし、県のほうは**ので、お互いが責任逃れみたいなのところがありますやん。

室長：今のは、ちょっと国1ができたために、もう全く水を遮断してしもて、あそこにもう雨水が入らへんということになると、そうなるかなということでしたけども、今の表面水、全然廃棄物に触れない水を雨が降ったときに側溝から、土を覆土しますので、かぶせた土の上に降った水は、ある程度は中へ染み込みますけど、多くは表面を流れて側溝を伝って、調整池が要るか要ら

んかということがありますけれども、そこから経堂池のほうへ流れていくことになるのかなど。国土交通省さんから聞いてると、そういうふうなことで聞かせてもらってますので、それになると水が遮断されて、滞留してしまって腐ったような水になるということはないのかなと思っておるところですけども。

住民：それで前、市のほうにもそこらの連携いうんですか、それはとっといてくれというようなことはお願いしてたんですよ。そこらは十分にできてるんですか。

室長：国土交通省の情報を聞かせていただいていますと、そのへんは経堂池のほうに流れるようなことにしていただけるというふうに聞いてますので、それについては、上を流れた水は、きれいな水を経堂池のほうに供給させていただくと。させていただくと言うと変な話ですけど、雨水はいつとき水にならないようなことにして、きれいな上水を、雨水ですね、廃棄物に触れない水を、それは中に入るのを抑制して、あとの雨水については道の下を通過して、経堂池のほうに流れ込むことになると聞いてますので、それは今までよりも多いというのは、中に染み込む水をコントロールしますので、いつとき水については側溝を伝って雨水は流れ込むことになるかなと思いますので、今よりは何ていうかな、更新されるというか、きれいな水が入って中がきれいになるのではないかなというふうに考えてます。

住民：栗東市で調査委員会をやったときに経堂池の調査もやって、それで思い出したんですけども、処分場側のほうが人工物が多くて、それから貝だとか底生生物の死骸が多いというようなデータが、たしか挙がっていたと思うんですよ。あそこは処分場と経堂池の境界というのは非常にはっきりしなくて、かなり処分場のものが経堂池に流れ落ちてるという感じがするんですよ。今後、詳細設計する中でそのへんいったん、処分場と経堂池の境目をしっかりさせる必要があるんじゃないかなと思いますね。必要があるならば、経堂池の処分場側を少し掘削するというような、そして悪いものをのけるというような対応も必要かなと思うんですが、それこそ国交省の工事がどうなるか、そういったことも含めてやるので、今後、詳細設計の中で、そこは対応していただければいいかなと思います。

管理監：一応、国1が買収されたのが際まで、うちの処分場との際までなんで、一応、経堂池自体の土地自体は、小さくなる経堂池については、国1バイパスを越えた部分から経堂池になると。

住民：そうすると、そちらのほうは国交省の土地になるわけね、処分場側のところは。そこはそのままにするというの、国交省は。つまり汚れた、多分、廃

棄物も流れ込んでいる土地になると思うんだけど、その部分は。

管理監：ですから、うちでいいますと、処分場の際のところの段階でもってしっかり側面遮水をしますので、仮に、今、明確にわかりませんが、一定その浸透水が若干悪さをしとるといっておそれがありますので、それを完全に止めまして、それは全部揚水処理をするので、浸透水という廃棄物に触れた水は全部揚水で返しますんで、経堂池に流れるのは、その国交省さんが買収された道路部分にボックスカルバートという水路を造られますので、

住民：多分、●●さんは国交省から相談を受けてると思うんだけど、我々は全然知らないんだわ。県は知ってるかもしれないけど、だからどうなるのか、もし図案が出せるものだったら出してもらったほうが、理解はしやすいんですけどね。

住民：というのはね、経堂池とRDの土地の境界については、小野やなくて国交省の所有地になるので、もう既にそれらについては県と国交省との交渉の中で話が出てくると思うんや。経堂池の一部が、もう既に国交省の買収が終わってますので。

住民：ああ、そうですか。

住民：だから、あそこは国1バイパスが、もう既に通る図面はできているわけです。

住民：あれちょうどRDの処分場から経堂池の水のあるところまで、大体10メートルから15メートルほどありますやろ。その間は全部底をさらえてやらんと、あの泥が非常に汚れとると思うんやわ。あそこに何回も行ったけれども、もうかなりひどいんでね。それで例えば国1をつけはるときに、それをのけてもらうように、そういう交渉をせんとあかんと思うんですけども。

住民：でも、それはもう国交省の土地になってるから、国交省と県との話になるよね。

住民：だから県と国交省で、そういうことを言うてもらわんとしょうがないですね。

管理監：国交省のほうの大体図面は聞かせてもろてるんですけども、工法までは確認してませんけども、基本的に盛土で道路をつくる場合に、下がどろどろの部分であれば沈下しますので、普通はいったん、多分水を抜かれるんですけどね、いわゆる道路部分の盛り土をする前に、まず水を抜かれますので、水を

抜いて軟弱地盤であれば、あるいはそういうふうなややこしい泥がいっぱいあれば、多分、それは国交省さんが当然しっかりと除かんと、後々沈下したりしますんで。その対応は当然、あれだけの道路をつくる場合においては、なされるもんやと。それはもう1回、うちのほうからも確認はしますけども、そこまでちゃんと元●●さんの土地については、しっかりとやられると。

うちは先ほど言ったような形で、責任を持って処分場の中の土地については、しっかりとそれ以後、悪さをしないように遮水工でもって対策をとりますと、きれいな雨水については、そのボックスカルバートで流してもらうと。

余り断定的な形で言い切るのはなんですけども、基本的に経堂池の水量、面積は小さくなりますと。小さくなったところに、今まで染み込んでいて、なかなか雨水として行ってなかった量が、今度は雨水として、多分道路部分の道路排水は違うところへ行くけども、いわゆる土手の部分の雨水は経堂池へ流れるという形に多分なるのやと思いますので、それプラスのRDのあれだけの面積の分の雨水ですね、覆土した後の雨水については、そのボックスカルバートという水路を通して経堂池に行きますので、水循環ということでは、多分よくなるやろうというふうには今は考えています。

住民：なるほど。じゃああとは、経堂池の雨水が流れるという心理的な抵抗を取るか、滞留してしまった水質の悪化を覚悟するかというような議論ですね、●●さんとする。かなり問題はクリアになったと思いますけれどもね。

管理監：多分、●●さんとしては、今までの風評被害的な部分も含めてという部分を取り除くことについては、先ほど課長も言っておりますし、以後、水質部分について必要な部分はさせてもらいますし、また、栗東市さんのほうも、何かいわゆる農業用水としての適否については、毎年調べておられるということですので、その情報をできるだけ表へ出していくことによって、そうではないんですよというのをわかってもらうという形になるのかなと。

はっきり申し上げまして、なかなかいわゆる風評被害的なものについて、どうのこうのできるというのはなかなかできませんので、それを取り除くための、そのような科学的データを積極的に公開させてもらうという形でもって、それを小野さんのほうでできるだけ活用していただくという形でもって、対応していただければなというふうに思っておりますので、そこらへんはまた小野さんとも、もっと個別な話し合いが必要であればさせていただきますんで。

住民：そこらへんで県として、この水は大丈夫やということを声を大にして言ってほしいと思います。そうせんと地域のね、先ほど出たように、風評被害つものすごいんです。我々農業をやっているものにとってはね。

住民：地域の方よりも●●の人が、データやら見せて回覧で回してますけども、

実際に農業組合長なりそこらも、その水を農業用水として使うていくということに対して全然思っていないので、そこらですわね。一番中心になってやってるもんでも、まだそんだけ不信に思ってるのに、一般の方にしたら、全然そんなん思うてないと思いますわ、来てもらって説明してもらっても。

住民：時間も時間なんで、きょう出てきた協定書案についての質問をしたいんでしょうけど、よろしいでしょうか。

一番は、7番のところがポイントかなと思うんです。「連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときには、調査を行った上で、必要な追加対策を検討し、実施する。」という、この必要な追加対策が、いわゆる小出しで、また延々と続くんではないかと。それが我々としては一番危惧するところなんですよ。前も言ってるように、もう「全体掘削」というような言葉を入れることはできませんかね。

室長：ここにつきましては、協定書の中で例を示すというのは何か変なことになりますので、ここの考え方のところでちょっと書かせていただいたんですけども、追加をさせてもらった横長のA3の3のところですけど、「調査を行った上で、追加の掘削や遮水等も含めて必要な対策を検討します。」ということで入れさせていただきまして、ここの協定書の中に何か例として書くということにつきましては、ちょっとなかなか、

住民：じゃあ、例として書かなくても、全体掘削すると書いてくれれば一番いいんだけど。

室長：今、3分の1ぐらいの掘削をしますし、そのへんも含めて③のところに対策工の例を記載させていただいたと。

住民：だから5年後になってね、また揚水井戸を掘ってくみ上げ処理を増やしますとか、いつまでそんなのやってるのってことになるのよね。そうなるんじゃないかって、すごく危惧を。

室長：うちは二次対策工事をするのが目的じゃなくて、支障除去するのが目的なので、当然のことなんですけども、それを除去できる対策工やということで提示させていただきましたけども、それのもしものときのためにリスクを書かせていただきましたし、そういうことを今まで意見もいただきましたので、それに対する県の考え方もここに書かせていただきましたものでして、協定書の中に、そうじゃなかったら全量掘削するっていう話も、なかなかちょっと難しいことになりますので。

住民：何で。僕らは前も言ったように、今回は特措法の限界があると、予算上の制約があると。だから、これはベストではなくてベターな案だから仕方がないと認めてるんです。でも、これで100%納得したわけではないわけですよ。だから5年後に見直してほしいと言ってるわけです。こういうやり方、つまり一部分を掘削するというのではなくて、全体掘削という選択肢を残しておいてほしいということなんですよ。だからずっとこの件に関しては、これまでも我々は要求してたんですよ。ところが文言だと必要な追加対策の身が、それこそまた小出しの、ごまかしの絆創膏張りになるではないかと。それは我々が望んだことではないわけで、もう少し積極的な言葉遣いになりませんか、ここ。

住民：結局これはあれでしょう、5年後に、ちゃんと成果が出るという自信を持って、こう書かれてるわけでしょう。だったら書けるやん。そんなら5年後に成果が出るという自信があるんだったら、そんなもん何でも書けますやん。

管理監：逆に、県と皆様方との協定書ですので、そういうような、万が一のリスクとしてそういう文言を、というような話だったんでこういう形で入れさせてもらったけれども、具体的に全量掘削とかいう話になりますと、はっきり申しまして、それによつての費用であるとかどうのこうのを何か約束してるみたいな形になるので。

住民：約束してほしいんだよ。

管理監：それは逆に言うたら議会とかいうのも含めて、我々が、何年後に何十億円かかりますよというようなことは・・・

住民：だって絶対大丈夫なんでしょう、これ。ほとんど万が一じゃないですか。

管理監：大丈夫ですから、そういう形で協定としては、これをお願いしたいと。

住民：我々は納得できない。ここをもっと積極的に書いてもらわないと、私は少なくとも●●はハンコを押せません。

住民：だって、これ自信を持ってるんでしょう。自信を持ってたら書けますやん。何遍も同じことを言うけど。

住民：工事完了って、工事って何年かかるんですか。丸々10年なんですか、そうじゃない。

管理監：4から6年いうて前に示させていただきました。

住民：で、プラス、ということは、10年後になるわけですね。なぜ5年というその年数が出たのか。周縁の場合はある程度調べられるんで、そのへんはいかがなんです。どこをもって5年なんですか。

室長：これはこの前の委員会で、委員が言われたことのほうをとらせていただいたということです。もっと早くわかるかもわかりません。ただ、少なくとも5年というような発言がありましたので、その5年をさせていただきましたので、これ以上早くわかるかもわかりませんが、そこをめぐるといってでございます。

確かに●●さんが言われるように、周縁のどこやったらもっと早うわかるん違うかという意見もございしますが、専門家の委員さんが5年ぐらいかかるん違うかという話もありましたので、5年を入れさせていただきました。

一体いつするんやと、もうだったら、また10年、15年先にするのかというこの間の議論もありましたので、5年というのを入れさせていただいて、そこをめぐりに、そこで有効性を確認すると。

住民：だから10年たって5年だから15年と考えて、今からこれは協定書を結んで、基金を積み立てればええやんか。

管理監：今の対策工事について40億円から70億円を使うというのに当たっては、当然のことながらおっしゃるように、我々としては今できるという意味で言えば、我々県の考え方としてはベストな案を出させてもらっていると思っております。

ですから、それでもって自信があるんやったら書けと。ちょっとそこは協定書の意味と、我々は協定書をする場合に、その工事に当たっての協定書をするわけですから、その中で、いわゆる行政用語で言うと債務負担的な、後に何十億円の負担があることも覚悟してます、出しますよというような具体的なものを書けるという筋合いのものではないんで。だからその点は県の考え方としては、我々は今までからお話でもさせてもらっているし、それも含めてやる、どうしてもという場合には、やらざるを得んという場合も全然ないとは言わんけども、ほとんど我々はないと思っておりますけども、

住民：こういうことを要求したのは、私、あのときも言ったんだけど、豊島の場合は何年までに処理を完了するという約束をしたわけですよ。だから、それができなくなったときには、行政はこれまでの方法と違う考え方で県外での処理とか、いろいろ動いたわけですよ。それは何年までに、きれいにするという約束があったからです。そのときに書かれたけど、予算はそれこそ約束してませんよ。だけれども、それは行政の責任で手当てするわけじゃない

ですか、当然ながら。我々は、だからこのときまでにきれいにすると約束してくれたら本当はいいんですよ、そしたらそれで。でも、そういうわけにもいかないというので、こういう形で今もってきているわけで、何らかの担保がない限り、この案はのめませんよ。

というか、この間、●●に来て説明会をしてもらったときの雰囲気を見てもらったらわかるように、やっぱり全体掘削してくれという意見は根強くあるんですよ、住民側に。それに対して今回の案でのんでくれというには、何らかのやっぱり約束をしてもらわないと、私、●●としては、臨時総会を開いたときに通る自信がない。

管理監：あくまでも行政としては、いわゆる10年でなしに工事自体は4から6年ですので、仮に真ん中とって5年としますと、あと5年でもって判断するということですね、トータル10年という感じ。その中で最終的に、仮に5年で10年とするならば、その段階でちゃんとしっかりと有効であるかどうかを、皆さんも含めて確認しましょうねと、こういう形で入れさせていただきました。

その場合に、それができなかった場合について、ここまで「必要な対策を検討し実施する。」というのを入れさせていただくことによって、その分は県は責任を持ちましたと。それは後の県有地化も含めて、今度はRDの土地でなしに、代執行ではなしに、県の土地から仮に有害物がずっと出てるのであれば、当然、県としての分ですけども、そのときに行政としては、一番その状況に応じた合理的なことを考えてやるというのが当然ですので、こういう文言でお願いしたいというのが我々の考えです。

住民：それは同じことだって。最初に戻ったって。だからもし折り合えるんだったら、調査を行った上で、前にも私も何度も言ったと思うけども、全体掘削を含む案も含めて必要な追加対策を検討する等にできないんですか。この必要な対策というのは、非常に小出しのインクリメンタリズムにだまされるんじゃないかと。このときの選択肢の中に、全体掘削があるということをはっきりしたいんですよ、せめて。そこまでは譲歩しますけども、それもだめですか。

管理監：基本的に、そのときに必要な追加対策というのを、やはりもう1回、1から議論すべきであって、

住民：そうです。だから1から議論するためには、当然ながら全体掘削もあるでしょうと言ってるの。

管理監：ですから、それはそういう形でもって全体掘削を含めてというような形で、一方の方向に何かもっていくような形という文書が残るといふ部分につ

いては、議会等も含めて、これは当然公表していくわけですから、その中ですごい経費的なものを後ろの負担を軽々しく口約束したと、あるいは文書でもって、

住民：必要な追加対策には、じゃあ全体掘削は入ってないんですか。

管理監：ですから、それはそのときの状況に、

住民：よってあるんですか。その文言をはっきりと言ってもらいたいんだけど、この必要な追加対策には、全体掘削が入っているのか入っていないのか。

管理監：ですから先ほど県の考え方もって書いておりますように、調査を行った上でという横長のほうですけども、「追加の掘削や遮水等も含めて必要な対策を検討し、実施します。」ということで、具体的な項目についてはこちらへ書かせていただいたと。

住民：でも追加の掘削というのは、部分掘削ですか、全体掘削ですか。この追加の掘削には、全体掘削が入っているか入っていないのか、それを教えてください。

管理監：追加が半分になった場合は部分掘削ですし、残り全部になった場合は、全体掘削になると思います。

住民：ということは、全体掘削が入っているんですね。

管理監：この県の考え方では、それも含めて必要な分はそういう形になります。

住民：じゃあ、そこを括弧して書きましょう。追加対策のところに（全体掘削を含む）と書いてください。

管理監：こちらの県の考え方にですね。はい、わかりました。

住民：県の考え方ですか。この協定書に書くんじゃないんですか。

住民：書いてほしいけどね、とりあえず一里塚として、考え方には追加の掘削の中に（全体掘削を含む）という文言を入れてくれると今約束をしてもらったので、管理監のほうに、とりあえず、それは入れてもらいましょう。

協定のほうは協定のほうで、今後また皆さんで議論することになるだろうと思います。

住民：有効であるかないかを、県が有効でないというたらどうにもならん。有効であるかないかと、**になる。県が有効でない言うたら、そんなもん書いててもどうにもならん。その前の段階まで押さえんことには。

住民：じゃあどうしたらいいの。

管理監：その点については、その確認方法は7で書いておりますように、連絡協議会という形で、県がという形にはなっていない。県も当然入りますけども、学識経験者とか市とかを含めて、関係者でもってしっかりと確認しましょうという形でもって、県がとは入れてない。これはだからそういう意味で、ちゃんとした関係者が集まって決めましょうということ。

住民：押さえてるわけやね。

管理監：はい、そういうことです。

住民：今の調査対策委員会のこういうのと、同じようなもんですね。

管理監：ただ、今の調査の、

住民：同じようなもんやけども、県は生活環境への支障というのは、県が決められた内容、我々から言うと部分的なものしか認めてませんよね。そういう方向に、またなってしまうかという危惧は同じ、こういうことを書かれていても。今までは、だってちゃんと同じようなことをやってるじゃないですか。しかし、納得いきませんよというのがあるんですけど。

管理監：その点については、何遍も同じ話になって申しわけないんですけども、あくまでも代執行で行うという県の役割というか、方針がございますので、その中で以前から申しておりますように、環境基準以下のものもとか、あるいは許可容量を超えたものとかいうような、皆さん方から今まで出していた要求も聞いておりますけども、やはり県として案を出す場合は、そういう方針の中で精いっぱい案を出させてもらった。

住民：それはもうよくわかっております。しかし、県は県の基本的な考え方があ、それもよくわかってはいますけども、我々は先ほど話をしましたように安全と安心。安全や安全や言うても、やっぱり要は不安になってくるんですよ。そのへんをどうするかというところまで慎重にやっているわけです。県は県の考えがあるけど、我々は我々の考えがあるんです。

管理監：ですから、その安心の部分については、当然、この二次対策工事を行う

ことによって、安全な形にするという部分がありますし、さらに安心という部分は県有地化という形で、これは多分どこの今までの不法投棄のところでもない、滋賀県独自の県有地化という方針も出させていただいたと。県の土地に県が責任を持つのは当たり前ですので、今後、この長きにわたってもし問題があっても、地主である県が責任を持たなければいけないということも含めて、他府県にないような形の対策を行う、県有地化ということを行うことによって、安心というのを何とか理解していただけませんかというのが、我々の思いであります。

住民：もう一つ別の件で、6番目の話なんです。例の連絡協議会ですか、RD最終処分場問題連絡協議会のことなんですけど、これはもう今度こちらの改正される県の考え方に入れてもらいたいんですけども、この学識者、これは住民側の推薦委員を入れてもらわないと困るんですよ。だから、この甲と、県と、周辺自治会と、栗東市および学識者の「学識者」のところ、一方的に行政側から指名されると困るので、それについても考え方の中で整理していただけますか。

室長：今の有害物調査検討委員会と同じ考え方で、これはもう一方的にうちは何も決めていませんので、また皆さんとお話をさせていただきながら、詰めていきたいと思えます。

住民：いや、そうじゃなくて、恐らく今の藤本さんとのやりとりを見ると、協定書と、それからこの考え方とリスクはセットなんだよ。多分、議会对応もあるから、協定書に盛り込められないものってあるんだろうというのは、多分、今の議論の中でわかったのだから、それだったら、こちらの方に積極的に盛り込んでもらいたいよ。だから学識者の選考に関して、住民側との協議をして入れるというような文言を、考え方の中に入れてもらえますか、文書化しといてもらえますか。

室長：書かせていただきます。

住民：すみません。先ほどの7番の件なんですけど、普通の住民、知らん人、初めて聞く人からすると約10年、その工事も含めて約10年。10年しないところの効果がわからないと。その間は何もしないんやねと、後の5年間は何か対策しないんやねというふうに普通はとると思うんですよ。そうでしょ、そう思うでしょ。だから、これと併せて、並行して、この二次工事を行った以外のところを並行して、また対策を行うというふうに書いてもらえるとありがたいんですけど。

住民：そこはそこです、そしてその二次工事を4、5年して、後5年間は経

過を見るということですよ。ちゅうことは10年後にしかその結果がわからないということですよ。そしたらその間、何もしないのと、他のところは何も対策はしないのと、普通はそうとるでしょう。他の部分は何も対策しないのと違うのと思いません、そうやと。

住民：意味がわからん。どういうことや。

住民：他の部分というのは、県の言う生活環境の支障に関してこの4、5年でやってしまおうという、二次対策で。他の部分というのは、県は何も認めてない。我々は言うてるけど。

住民：だからそのところは、そしたら何も対策しないの、と。

住民：そういうことです。

住民：そういうことでしょう。だからそれでは僕らは困るから、

住民：どこが困るの。

住民：だからそこも並行して対策をとれと。

住民：そしたら根本的に二次対策のプランニング全体を変えなくちゃいけなくなる。そうしたらこれを変えろというのは、そしたら、どこをどういうふうに。

住民：他の何をするんや。どこをどういうふうに。

住民：だから二次対策は二次対策でして、他のところは、

住民：他のところってどこ。

住民：どう言うたらええのか、それ以外の部分やな。

住民：それはしないと言うてる。

住民：それがちょっとおかしい。

住民：県の考え方と言われたら、県の考え方にきちっと載っているからしないということ、だからそれに関してはどうしようもない。

管理監：ですから、それは5年ほど経たないと効果がわからないんで、その部分

はしっかりとモニタリングをして全部情報公開しますという形で、ずっと監視をみんなで一緒にやりましょうかいなという形でもって、その5年間は、県は5年経ったら、もうこんな部屋もなしに、担当もいんと、そういうことやなしに、しっかりとモニタリングやらして、こういう集まりを定期的に行いましょうと。それでもって我々はいけると思っていますので、それでもって、だからそれプラスの追加対策というのは必要ではないと。

住民：僕らはわかるんやけども、普通の人、一般の人、そしたらここだけして、あとのところは何もしないで手をつけずに・・・

住民：**ようけあるということやな。

住民：他の人は全体的にそう思っているでしょう、これ。全体に有害物質があるという具合に、普通の住民はもう思っているわけですよ。

住民：でも二次対策の中に、県の生活環境支障の除去、二次対策、その流れの中、限定された県の考え方は納得しませんよというわけでしょう。他にもいろいろあるじゃないですかと。それはこの県の考え方の中には、県はそういうものはやらないということを明確にうたっている、その内容は気になるということで、そういう意味でちょっと納得できない。

住民：全面掘削すれば、そんな5年も待たんでいいんや。工事終わったらきれいになる。

住民：それとね、さっきも言ったように県の考え方とリスクに関しては多分セットになるので、協定書の中に、要するに議案でいうところの附帯意見みたいなものがあるじゃない。だから、その文言入れることできないかしら。例えば県の考え方と、このリスクとの対応について尊重するものとするとかいうような文言をどこかに入れることはできませんか。基本方針は基本方針でわかるんだけど。

管理監：あくまでも協定書に付随しているものは基本方針だけですので、それにくっつけると、中に入れると一緒にすることになりますので。

住民：でも詳細のことについては、これが非常によくわかるんでね、この2枚がね。これもあわせて、同意したんだという形にもっていけないだろうか。

管理監：この2枚にしても、別にここだけの話でやっているわけでもなしに、全て話し合いの中の資料として全部に公開しているわけですから。

住民：そしたら協定書よりも、この二次対策基本方針の中に入れることはできるでしょう、11か何かに。この二次対策基本方針の附属物として、この県の考え方と、リスクと対応が入っているということはできるんじゃない。

管理監：それをすると全部一緒になります。

住民：できたら、そうしてもらいたいんだけど。

管理監：そうすると、先ほど言うたように協定書という性格から言うと、

住民：いや、協定書が大きいでしょう。その次に、この基本方針がつくでしょう。その枝葉に、これがつくわけでしょう、要するにこの2枚が。

管理監：その場合、全部一遍に綴じんならんような話になりますから。

住民：一遍にでなくて、文書の中に入れといてもらって、これは綴じなくたって構わない。

管理監：それは何かがわからんようなものは入れられませんので、一般の人から見れば、他に何がついてあるのという話になりますから。

住民：だってさ、それだったら本当に入れてもらいたいんだけど、さっきの話も。我々としては住民側と県側がリスクコミュニケーションをして、この工事におけるリスクというのを共有化しましたと。それに対する対応をまとめましたと。これに関してこういう意見が出たけども、県の側としては、こういう対応をするということを、あわせて住民側に伝えましたということは、これはしっかりしておいてもらいたいんだけどな。

管理監：ですから話し合い資料というのは、お互いに信頼関係を築くために、いろんな細かいところも含めて全部資料を出させてもらって、議事録を全部公開してという形でやっていて、その信頼関係に立った上で、この協定書ができ上がっているということですので、ですから、そういう意味からいうとこの協定書で書ける、いわゆる協定書の性格から言えば、7番のそういう必要な追加対策を検討し、実施するという中で、書き切れているというふうに思いますので。

住民：だから11に、その他の項目作ってよ。「11その他」で、この基本方針に付随詳細については、これまでの住民と県との協議に基づくものとするぐらいの文書を入れとけばいいじゃん。そのぐらいただたらできるでしょう。二次対策基本方針の最後のところに11番を入れて、その他という項目にし

て。

管理監：いわゆる11番で、「その他」という形で、この基本方針に基づく対策工事の実施にあたっては、これまでの住民側との話し合い等をしっかり踏まえながら行うものであるというようなことですね。

住民：そうそうそう。それを入れてもらえれば実質上、これが生きることになりますから。

住民：7番の必要な追加対策のところを、追加対策ではいかにも弱いから、抜本対策ぐらいにしてもらわんと。どう、抜本対策で。

住民：ちょっと一つ質問をしたいんですけど、この7番に関連しましてね。

この7番で、過去2年ぐらい対策について、色々検討を繰り返してきたわけですね。やっとそういう二次対策工事の案が、基本的な考え方が県の方から出されて、この協定の案を検討する段階まで進んできた。ところがこの7項で、結局、工事を始めてから約10年ぐらい経ってから、有効性を確認して、その結果、有効でないと判断された。これは全く自信のない、こういうことは必要なことなんだろうけど、念を押すために。やりっぱなしじゃなくて、後々きちっと責任を持っていくと、これは当然の姿勢なんですけれど。

しかし反面、せっかくいろいろ検討してやってきたものが有効でないという、これもあり得ること、完全でないということじゃないと思うんですけど、例えばどういう原因で、どういう問題が起こって有効でない、どういうふうにそれを考えられているのか、それを聞かせていただきたい。つまり一つのリスクですね、どういうリスクのために、この結果的にね。

それで一つは、例えばいわゆる地下水へ漏れているところが、他にわからないところで複数あったとか、何かそういうことがひとつ可能性として考えられるわけですね。

住民：●●さん、だからリスクのこの一覧表があるんじゃない。

住民：それで、要は実際にこう書くのは簡単なんです。10年たって効果が確認されないから、また追加対策やりましょうと、これ書くのは簡単なんです。しかし、実際にまた大変なお金と時間をかけてですよ、委員会を開いて、これ現実にはなかなかこれやることは、僕はかなり難しいんじゃないかと。これはある意味で、将来にこれツケを残していると。だから今、もう少し自信を持って、やるべきことをきちっとやれば、このウェイトがかなり少なくなるんじゃないか。

今の段階で、この我々住民から見ても、本当に今回のこの二次対策が、そら

いろいろな人から言われていますように、本当に我々、これで十分だという考えはほとんど持ってないわけですね。●●さんが、ベストじゃなくてベターだと、そういう一つの表現をされています、事実そのとおりなんですね。ベターというても、程度に大分差があるんじゃないか、程度に。まあまあ我慢できる程度なのか、もうちょっと我慢できないけども、これしか今のところしょうがないからとか、それだったら僕は将来にツケを残すと。10年後に、こんなものなかなかまた調査して、掘削してとか、現実にできるんだろうか。それより今もう少し念を押して、まだ二次調査の期間があるわけですよ。だから今もう少し自信を持てるようなところまで、もう少し追加できないのかと。

例えば前々から言っていますように、この処分場で100本ぐらいボーリングして、漏れているところがもうほとんど他になかろうというように聞いておりますけれども、30メートルピッチで中央部分、そこしかボーリングやってないでしょう。それで本当に露出部分と県が言われているような、そういう問題箇所というのが本当はないのかどうか。これやっぱりそういうのが何か所か漏れてれば、せっかくやったってこれ効果が、結局10年経ってから有効でなかったというようなことになり得るんじゃないのかと。

だからそういう原因をよく考えて、どういうリスクがあった場合にどうなるのかということ、今、できることをやっぱり少しでもやっつくべきなんじゃないか。我々もやっぱり自信を持って、そしたら自治会へ帰っても、こういうことで我々も本当に自信を持って、この対策をやってもらえることになったというように報告できるわけですよ。何かもう一つ、ちょっと不安のところが残っていると、ちょっとそういうことを感じます。

この7番のところでは議論集中するのはいいんですけども、何か肝心の原因のところ、リスクのところをあまり突っ込んで、そこから根本的に直していこうというんじゃないくて、結果が出たら全体掘削を含めてとか色々議論があるんですけども、その事前段階から十分検討されていないんじゃないかなと言っているんです。

管理監：我々としては、今の特措法の中でやれるベストの案で、今の時期でやるべきやという形で提案させてもらって、協定書も作らせてもらったと。

元々この二次対策工事の基本方針に書いておりますように、このいわゆる協定書を結ぶに当たっての基本方針というのは、あくまでも支障またはそれが生じるおそれ除去するために行うと書いているわけですから、本来ですと協定書の方に、できない場合は、というのは、ちょっとある意味でいうと自己矛盾をしているわけですけども、いわゆる調査委員会でもほんまの完璧なもんというのは、こういう処分場の中では、なかなか学術的にも難しいというような意見もありますし、また皆さん方の、要は二次対策が十分であろうが不十分であろうが食い逃げするんじゃないかというようなきつい御意見もいただいているので、そういうことはありませんよという意味で、あえて協

定書の中に1項目入れさせていただいたと。

それが逆に今みたいに、こんなを書くのは、それほど自信がないんやったら、もっとちゃんとせえと、こう言われると、またグルグルグル話が入り込んでしまうわけです。これやと卵が先か鶏が先かの話になってしまうので、それはこういう形でちゃんと我々担当している者としては、これでもってやれるという思いでもって来年度から予算要求していくつもりですので、その点は、そういう意味で。

万が一のことについては、こういう形でもって、ここまで県としては、普通、協定書でこのような文言は、多分どこの協定書にも書かれてないと思いますが、そういう意味での皆さんの強い御意見もあったので書かせていただいたということでございますので、そこらへんは何とかそういう形で御理解願いたいと思いますし、はっきり申し上げまして時間的にも、今年度中に実施計画を出さんならんと。更なる、もう一度対策を講じるための追加調査というような時間も残されていないという、はっきり申し上げて、それはもっと県が早う出してへんからやという御批判を受けるのは承知で申し上げますが、そういう状況の中で、精いっぱい出してきたものでございますので、そういう点で御理解を願いたいというのが我々の率直な思いです。

住民：わかるんですよ。わかるんですけども、まだ若干時間的に、二次調査の期間があるわけですから、その段階で、いや、対策のための二次調査ってこれからやられるわけでしょう。

室長：どこまででも時間のある限りやって、完璧を期すと言われる気持ちはよくわかるんですけど、そのことからしても、今、下流部の沈砂池とか、あるいは北尾側の深いところとか、あそこはまだ破れているって、粘土層がないところはまだ見つかってないんですけど、そこをまた深さ、厚みはどれぐらいか、破れているとこないかと探して、それが●●さんの言うてくれはることに当たっているのかなと。うちは、それもまだ粘土層が破れてないところも含めて、そういう可能性があるということをお示しさせてもらいもって、今、それ調査すると言うているのが、言い過ぎなのかもわかりませんが、今、●●さんが言うてくれはったような調査を、今これからでもしていくんやと、対策工を完璧にするためにということで、やらせてもらうところでございますので。

確かにと言われる気持ちはよくわかります。それが今、対策工を完璧にするために沈砂池のとことか、それのもうちょっとのとことか、あるいは北尾側の壁を完璧にするためにやる調査、そういうのを精いっぱい時間内にさせてもらって、その遮水壁を、

住民：確かに北側から西側にかけては、ほとんどある幅で掘削をして、底まで掘

削をして、底部あるいは側壁の修理をやっていただけると、これは非常に結構だと思います。中央部分が本当に僕は大丈夫かなという懸念が、どうしても払拭できない。

それで、いわゆる第1処分場の方は10メートルピッチで、かなりのところを掘っていただいているわけです、ボーリングされているわけです。中央部分のところは、やっぱりあれよく見たらガスがね、やっぱり表層ガスとか孔内ガスなんか出ているところもあったし、本当にあそこは30メートルピッチのもので、あの部分帯が本当に底抜けてないのかなと、そういう気がどうしてもやっぱり確認したいなという。それがある程度確認できれば、かなり今回のこの二次対策について、住民の皆さんも、ある程度安心されるんじゃないのかなというふうに思うんですけどね。

それと、ちょっとついでに一つ教えていただきたいんですが、もし地下水に漏れている箇所があれば、それが確認できるようにモニタリングするということを書かれていますね。具体的にどうされるのか、ちょっと後で結構ですから教えて欲しいと思います。

住民：しつこいようやけどね、鉛にしたって、それからPCBにしたって、あるのはわかっていながら取らないという状況ですよ。僕はそれで本当に効果が上がるのか、本当に疑問視しています。そして地下水の水位、色々これも調べてみたんですけど、調べてみても、やっぱりどう考えたっておかしなことが幾つも出てくるんです。こういうことからいくと、やっぱり抜けているの違うかというような場所が何カ所か見えてくるんですよ、これね、これで本当に効果があるのかなと。高さからいうても、ものすごく深くなるんですよ、砂層からいくと。ソイルセメントか何か知りませんが、その深さと合わせても全然合わないんですよ、ものすごく深いですね、これ。それで本当に効果が出るのかなというのは、僕はあまり期待できないなというように思っています。現実にあるもんまで取らないんやからね、わかっているもんまで取らないんやから、本当に効果があるかっていう。そやから、なおさら先ほどの●●さんが言っていたようなあんな文面を、協定書の中にはっきり入れていただきたいですよ。

時代が変わったらというか、あんたたちが替わったら、なかったことにされるわけですよ。昔だってあったんですよ。基準を超えたら取りますよと、どけますという話やったんですよ、平成12年度の深掘りのときも。けど、実際はどけんと埋めてしもたわけですよ。あれかて私たちとの話し合いを無視したわけですよ。そやから僕らは今でも思うてるわけです。そやから安心できないんですよ。こんだけ文書を書かれても本当に大丈夫なかと、人がかわったらどうなるの。話し合いなんて何もならない、消えてしまう。そやからちょっとでも今の間に、わかっているもんは取ってほしいと、まずそれですよ、一番に。まず取って、そして調べるところは調べて。明らかにおかしいですよ、この水位から考えたら、普通に考えたら明らかにおかしいですよ。

そこらへんきちっと、もうちょっと精査してもらえませんか。

管理監：1点目のわかっているのに取らないじゃなしに、ここでも書かせてもらったように、いわゆる土壤環境基準を超えたものは出しますと。

住民：だからね、そういうことを言ってること自体がおかしいんです。

管理監：それが県の考え方ですという形で書かせてもらったんです。

住民：浸透水でも鉛が超えていたわけですよ。調査方法を変えたから出なくなっただけであって、元々いっぱいあったわけですよ。あれだっておかしいと思っているんですよ、僕らは。あったもんがなくなるんだからね。

管理監：その点については今までの話し合いの中で、学識経験者の意見も聞きながら一応我々としては説明もし、実施をさせてもらったところであって、

住民：それだっただけで納得してないんですよ。

管理監：●●さんが納得しておられなくてもそういう形の中で進んできたのを、全部もう1回、1に戻すような形というのは、とてもやないですけど対応できませんので。

住民：1に戻せなんて言うてないんですよ。けどね、今わかってあるものだけでもせめて取って、それから対策していくんやったらまだわかるけど、明らかにわかっているもんまで取らないで置いていて、それでやるというんやから、全然その効果が出るとは思えない。

管理監：ですから何回も言っているように、環境基準を超えたものについては取りますと。見つかったところは取りますと今回でもちゃんと入れてますやんか。ただ、●●さんが言われるように、それ以下でも取れと言われたら、それは無理ですよという話です。

住民：昔はね、今は溶出ししか言わへんけど、含有でも当然基準があるのであって、その含有はもう無視しての話やからね。

管理監：いや、含有については。

住民：本当の昔からの法律でやったら、これも当てはまっていたわけですよ。それを、今の特措法で当てはまらないようにしといてやっているわけでしょう。そもそもおかしいんです、そんなん。

管理監：ですから特措法を無視してやれという話でしたら、●●さんの話は成立するかもわからないですけども、我々としては特措法の中でできる範囲でもって、これを提案させていただいたと。それがそもそも出発時点から違うんや言われたら、もう議論のしようがないんでね、お互いに。

住民：それはそうですよ。僕はもう頭からおかしいと思うてます、ずっと。

管理監：それで毎回同じ話になってしまうという形になるんでね。

住民：だからやっぱり先ほど言っていたように、7番のところは本当に全面掘削を言葉で入れんことには、私、信用できないですね。いいですよ、このまま進んだっていいですよ。結果がどうなるかですけど。責任持てるのかどうか知らない。

住民：水かけ論になってもしょうがないんで。

●●さんのおっしゃることは非常によくわかる話で、●●さんの話で思い出したんだけど、深掘り穴の工事のときに廃棄物をいったん全部撤去してから遮水すると言っていたんだよね。ところが残して、ミルクセメントか何か注入してごまかしたんですね。あれは確かに県の約束破りで、ちゃんとした文書を残しておかないと、口約束じゃ我々は納得できないというのは過去の経験からいっても確かなことで、今回もだからちゃんと協定書に入れとけば、それに越したことはないということは私も賛成なんですけれども。

そこでもう一つ、深掘り穴のときに住民側が言っていたのは、市の調査委員会の専門家の人たちが現地を確認して、脇から汚れた水が流れていると。実は地下水を汚染する大元は、実はここではなくて、もっと上（かみ）の方にあると違うかというような提案をされたんだけど、その意見を県側は全然無視したという経緯がありましたね。

そこに絡んで、今度はこの二次対策基本方針の遮水の2番、それから4番あたりの工事における遮水の有効性の確認、こういうふうに遮水しましたから、この工事はこれで完璧ですねというような形で、やっぱり専門家を交えて、有効な工事であったのかということの確認をしっかりとってもらいたいと思うんですよ。それについていかがですかね。

つまり一方的に県が業者に任せてやって、そしてこれでもう遮水できましたと言われているのは、前回の深掘り穴のときも、それで我々は苦い経験をしているので、専門家を交えてしっかり住民側と県側が遮水工事が有効であったということの確認をしていただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

室長：遮水のところにつきましては、公開という意味から、現場が砂層を全部底

面遮水したとか、あるいは側面に出たのがこう出てますよ、こういう遮水をしましたよというのは見ていただける、そういうのは目で確認していただけるような機会は、現場公開の中でしていくことかなと思ってます。

住民：僕ら素人が見てもわからないんで、地質のことがわかるちゃんと先生方に見てもらう。

室長：そうですね。ちゃんと説明させていただきながら、見ていただくような機会をつくりたいと思います。

住民：それはぜひお願いします。

住民：7番なんですけど、有効でないと判断、その「有効」というのに、ちょっとこだわっているんですけど、先ほどこの中で必要な追加対策の中で、全体掘削を入れてくださいという提案もありました。私は有効か有効でないという判断する一つの項目に、できたら括弧書きでも入れていただきたいんですけど、要するに県は環境基準を下がったらそれはもう安全、問題ないんだという、いずれにおいても、そういう判断ですときてますので、いや、そうじゃなくて先ほどの経堂池の話と一緒に、環境基準をクリアした、それで安全だと言われても心配なので、あくまでも上流の地下水と同等程度の水質を確保していただきたいんです。それで安心やなと私は思っているんですけど、それは経堂池でも同じようなことが言えると思うんです。地下水もぜひ、そのへんのことをきちっとして、有効であるかないかの判断の一つの指標として、上流の地下水と同等程度の水質を有するという内容のものを入れていただければありがたいと思います。

室長：ここはちょっともう一度確認させていただきますけども、有効性の確認というのは、この間の委員会でも話が出まして、梶山先生とか小野先生のほうから言うていただきましたけど、足の速いマイナスイオンとか、あるいはECとか、そういうもので見るということですので、効果があって、そういうものがよい状態に向かっているというようなものをもって、有効性があるなということを確認するものかなと、こう思っております。この6番、7番の有効性というものは。

住民：有効性は有害物質とかその基準は念頭に置いてないということなんですか。

室長：それは下がるのを目的でやるので、下がっていったら、クリアしていると。

住民：それはもう当然のことである。それ以外に、そういうことで判断しますよという。そやから私が言うと、そういうことですよ。基準だけで、クリアだけで有効であるというのではなくて、さらに上流のそれを見ながら、そういう水質データを見ながらやっていくということですか。

室長：7番の有効性というのは、私が今言うたようなことをごさいまして、どうなるのが目的なのかということにつきましては、ちょっと具体的には書いてませんが、別途定める水準ということについては、環境基準を下回るといふふうに考えております。

住民：そのへんは具体的に、またほかの内容に上がってくるんですかね。これだけではちょっとわかりづらいんで。

住民：これは、だからそのときに決めるんでしょう、協議会が。いろいろなデータを見て有効かどうかというのは、今の段階で決めることじゃないんだね。

室長：そうですね。

住民：そうなんですか。ということは全体掘削とか、そういうようなにしても後になってきますわな。

室長：そういうことです。

住民：気になるからその時点で、いや、そうですよと言うてくれたらいいんですけども、何か県の動きとしたら環境基準、環境基準ということになって。

住民：でもECって言ってくれているから、電気伝導度が要するにどんどん下がってきてるといふふうに見れば、これは有効なトレンドにあると見るんだよね。

室長：そうです。

住民：そらわかるんですよ。1,000あったやつが500になりましたと、有効ですね、なってますねと。じゃなくて、上流はいかがなんですか、上流は100なんですけど、という話になってくるんですけどね。そしたら、もっと下げないけませんねっていうことだけど、いや、有効なんですよと言われるのか、具体的な話になると、ちょっとこんなことで話をするのは申しわけないんですけど。

室長：具体的な話を私はできませんけども、7番の有効性というのは●●さんが

言わはったように、速効そういうもんが効いてくるようなものが下降傾向にあるというようなことが有効性やというふうに、今、私、認識してまして、それが具体的にはどうかと言われると、まだ今ちょっとわかりません。

住民：有効であるけど我々の言う達成したとまではいかんけども、有効である、ということの判断しかできないわけですね。

室長：達成というのじゃなくて、達成に向かって今まで、

住民：要するに終期です、最後の目標はどうなんですかという、その終期というのは。

室長：それは有効性の確認というものとは、またちょっと違うところにあるわけです。

住民：そのへんがちょっと気になるところやなと思うんです。有効ですね、有効ですなと言われても、高い値で推移されたら困るしなという思いがありますので。

室長：推移というのは下がってきてるということやと、私、認識してますので、そのへんはまた詳しく。

住民：というのは処分場の大方が残ってしまうんでね、それで気になるんですわ。これがある程度出してもらえたら、そんな細かいこと言わんでも、そういう推移で見えていこうやないかと言えるけど、先ほど言うたように中央部にあるものはほとんどが残ってしまう。そうなる心配で心配で、安全や安全やいうても残ってしまうというのが前提にあるんでね、納得できないんですね。

室長：有効性の確認というのはこういうことで、トレンドを見ていくということやと思えますので。

住民：問題は、例えば上の水が電気伝導度60とか70とか低い値だったと。最初に地下水を見たときに、それが300ぐらいあったと。ところが工事をやって200ぐらいまでは下がったと、だけど200から落ちない。でも地下水200なんて異常じゃないかと。でも、300から200で減ったことは減ったと。そのとき、この200という数字が工事が有効であったと見るかどうかというところは難しいよね。上が60、70だったらね。

住民：そのとおりです。

住民：だからそこを多分、疑問視されているんだろうと思うんだけどね。

室長：これもちょっと私のイメージの中で思ってますけど、これは一回ポンと測るわけじゃないので、モニタリングをずっとしていく話になりますので、委員の方々も言われてましたように、最初はこう上がったたり下がったりするけど、また下降傾向をたどってくるやろうということなので、それが継続してやっていくとどういう傾向にあるのか。もう300から200という二つだけ見ると全然わかりませんが、継続してずっと見ていくと。

住民：だから下げ止まっちゃったときだよ、問題は。下げ止まっちゃったとき、もっとこれは本当は下がらなければおかしいじゃないかと考えるか、一応、下がったんじゃないかと考えるか、これは非常に微妙な問題になるから、問題は起きないだろうかということだよ、恐らくね。

住民：5年後に200という数値でとまったときにね、それをどう判断するか。我々は5年待ったんだから、上流の水と同等にしてよという思いがあるんですけど、そのへんは、そういうのは具体的に委員会で決めるのやと言われてもね。

住民：だからそのときに、ほかのところで地下水層を破ってる箇所があるから下がらないんだと考えるのか、それはもしなかったとしても、このぐらいで下げどまってしまったんじゃないかと考えるか。それはでもほかのデータをいろいろ見てもらわないと、ここでは今ちょっと判断できないよね、中村さん、恐らく。

課長：そういう意味合いで、専門家の先生に入っていて、そういう御判断を仰げばどうかというのが我々の考えです。

住民：それかて上流と同じになってもらわな困るわな。

住民：すみません。連絡協議会というのは、いつごろつくるイメージなんですか。それと工事しているときというのは、この連絡協議会はあるんでしょうか。例えば工事が正常にいったらとか、ちょっとこれまずいんじゃないかなとかいうのは、この連絡協議会とは切り離していくのか、なんかそういうところは、どういうふうにお考えかなと思ひまして。

室長：今考えてますのは、二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境の影響確認とかそれも含めてますので、二次対策工事を始めるまでにはしっかりとつくって行って、事前に委員を選任して、状況も知っていただいて、工事のときには、もう皆さんと私らと市さんと一緒に見ていくというふうに考えて

ます。

住民：そしたら、ここの例えば掘削等による周辺環境への影響確認やというふう
に書いてあるんですけども、そのほかのことは。例えば、さっきのね、ちゃ
んとやってるかとか、工事を例えば学識の方が見て、これでいいよとか、こ
れはちょっとまずいんじゃないかなということも踏み込んでいくのか、この
へんはどうでしょう。

室長：工事までに協議会をつくりますので影響確認とか、あるいは5年後をめど
に有効性確認をしてもらいますので、どんな工事をしていただくのかという
のは、当然現場も見ていただきながらということは考えてます。

住民：例えば、これ定期的に何かこういう協議会を開いて、それを報告なり現地
を見るとか、そういう具体的なこともするわけですか。

管理監：前に梶山先生のほうから実際関わっているケースで説明もあったように、
月1とかいうように定期的にするとというような形もあれば、工事には大体工
程というのがあるので、その工程の切れ目ごとにそういうものを開いて、そ
こでチェックをするとかいう、いろいろやり方があるんで、そこらへんにつ
いては、例えばこれから実施設計をするんで、どういう工程になって、どう
いうような形の工事の流れになるかとかいう中で、どれぐらいの頻度で開い
ていったらいいのかということも相談をしながら決めていきたいなど。

ただ、今、室長が言ったように工事対策中と書いているんで、工事の始まる
前にはやはり組織を立ち上げてといて、事前の説明もしとかんなんらんとする
てますので、そういう中で多分、第1回目とかそういうのは、そういうこと
も含めて、どういうのが一番この協議会としてしっかり役割を果たしていけ
るのか。その場合は、こういう頻度で開いたらいいとか、こういうような開
き方がよいとか、あるいは場合によっては、この時期のこの工事については、
半日ぐらいかけて現場を見るのがいいんじゃないかとかいうことも含めて、
その中で取り決めを決めていきたいというふうには思ってますけども。

住民：もうちょっとわかりやすいように、ここ、そのへんのこともちょっと、
全体的に見るみたいなこととか、なんか、適宜開くとかなんかい言葉で、
わかりやすいように書いてもらいたいかなと。

管理監：あんまり適宜開くというと、適宜のほうがなんかすごいええかげんな言
葉になってしまうので、これは県が設置してくださいという組織じゃなくて、
四者でつくってしまおうということですので、その中でやっぱり学識で入っ
ただける先生とか、栗東市さんも正式に入ってくださいという中で、やっ
ぱり四者で一つずつ決めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思

っておりますので、それを決めるには、やはりもうちょっと実施設計とかいう中で工事の詳しい内容、工程とかが明らかになると並行して、やはり決めていったほうがいいのではないかなという事で、基本的には、こういう目的なり役割だけを書かせていただいていると。後の運用を、逆にそこにゆだねて、みんなで決めましょうという思いで書かせてもろてますけども。

住民：ちょっと私、前、うちの●●でちょっと話があったんですけど、栗東市さんのかかわり合いがここに載ってないんで、ちょっと何か入れたらいいんじゃないかと。この前の覚書ときは、栗東市さんと環境省やったかな、何か立会人みたいな格好で入ってましたけど、今回、栗東市さんはどんな格好でいるのかなと。

住民：関連するんだけどね、これ当事者が恐らく県と住民側で、今、対立で議論してるでしょう。本当なら市が中心に、やっぱり中立的な立場で入るべきなんだよね。だからこの連絡協議会を立ち上げるにも、本当は市がもっと主体的に、真ん中に立って動いてもらったほうが本当はいいと思うんだけどね。

結局、県の附属機関としてこれつくるんだよね、今の案ではね。その中に市の職員も入るといことでしょうか。これは前回の対策委員会の乾澤さんと同じパターンで、結局、入ったとしても、乾澤さんは遠慮があつてなかなか言えないわけですよ、行政の立場から自分の意見を。だから意見も、すごく中途半端な形になるんですよ。だからそこを考えると、もう少し栗東市さんのスタンス、本当は今、県でも市でも対等な関係ですから、もう少し積極的な立場で加わってもらったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど。

住民：ちょっとこれね、ここの文言で甲と周辺自治会、これは乙じゃなくて周辺自治会ということですか、プラス一つということですか。

あと栗東市ということですけども、ちょっと私の懸念は、これ以降も、やっぱり栗東市のいろんな人の声を上げていく機会というのを持ってほしいなと思ってるんです。この前、私、説明会を開いてくれ言うたんですけど、そういう意味もあつてですね。やっぱり私らも一生懸命やらせてもろてるんですけど、いろんなことで力不足もあるし、説明もせんことにはということも私は思っているんですけどね。

だから今回こういう連絡協議会ができて、また今みたいに傍聴は話できません、そればかりでもちょっと具合悪いかなというふうに思っているんで、何らかのそういう手をとれないかなというふうに思っているんですけども。

住民：同感だよ。本当はやっぱり栗東市さんが事務局をやってもらって、それこそ今、●●さんが言ったように折に触れて市民説明会を、この連絡協議会を公開でやるなり、連絡協議会が主催した説明会をやるなり、そういうふうな形のほうがフェアかなと思うけれども。頑張れ、栗東市。

管理監：ちょっと先に県としての立場で言わせてもらいますと、やはりあくまでもこれはRD処分場問題に関して二次対策工事を実施するに当たっての話です。あくまで、ある意味でいうと代執行でやるのも県ですし、この廃棄物行政に対しての部分も県です。そういう意味で、逆に栗東市さんからはこういう形で地元市として御協力いただきたいというような形を、どうしてもうちとしては考えているので、栗東市さんにとというのは、ちょっと県のほうからするといかがなのかなというのが。

住民：というのは、前回の対策委員会は、それで失敗したんだよね。つまり県は、これを実施する部局でありながら、対策委員会の事務局なんだわ。だから対策委員会の答申が出る前に、実施する部局として方針を決めちゃっているんですよ。そしたら、じゃあ対策委員会の答申はどうなったんやということになるわけですよ。

本来、実施する担当部局と、諮問委員会の事務局は別でなければおかしい話なんです。今回も結局は県側の敷いたレールにのっかって、この協議会が運営されるという懸念は、この体制だったら残るよね、そのことを言ってるんだわ。

住民：何か感じやけどね、アメリカと日本みたいな関係に見えるんやわ、県と栗東市が。

住民：それはどういう・・・

管理監：諮問答申みたいに第三者的にどうのこうの言われると、我々としては、この前、梶山先生とかが東京とか埼玉のほうでやっておられるイメージとか、ああいうのを見てみると、やはりそういう形の中で、しっかりと対策部局が同じ対等の立場で住民の方々とともに、あるいは学識経験者も入れながら、こういう形でしっかりと話し合いをしていくというイメージですので、こういうような形にさせていただいたというのが我々の、

住民：ただ前例が、前科があるから、あなたたちには。理想的な行政だったら、こんな心配しません。住民参加に対して理解があって、そして担当部局の立場よりも住民の意見を尊重するという、そういう行政に対する信頼感があったら、こんなこと言いません。今ないから、まずは栗東市さんに入ってもらったほうが安心だなと僕らは言っているんです。

住民：ちょっとごめん。時間もあんまりないけど、一つ言わせてもらっていい、今ちょっと中途半端やけど。

協定書の一番最後の連絡協議会の自治会が6自治会になってる、●●が入っ

てない。ということは、これは●●は●●でやられるわけですか。それで昔みたいに密約でもやられるわけですか、あの公園みたいに。そのつもりですか、これ。そのために抜いてあるんですか。説明してください、これ。また密約するのと違いますやろね。

室長：これは一次対策も同様でしたけど、●●さんとは、ちょっといろいろ主張されている内容が違いますので、あそこは、ちょっとわかりません。これから。全然どういう協定書を結ぶとかいう話は、まだ何もしてないんですけど、ずっと、ここの文言については6自治会、あるいは周辺自治会連絡会の要望を踏まえた県の考え方とかをやらせてもろてますので、今後、●●さんとは別の協定を結ばせていただくのかなという前提のもとに、これをつくらせてもろてます。

住民：ということは、密約と一緒にすわね。僕らの話してることと違うことだってなる可能性があるわけですよ。矛盾するようなことが載る可能性もあるわけですよ。

室長：協定を結んだときには当然、公開をさせていただきますので見ていただけたらいいかなと思います。一次対策の、

住民：いやいや、前のときでも、あの公園をつくるなんていうのは、一言もなかったやないですか。あの図面ね、説明もなかって、こちらがみつけて、この点線は何ですかということ初めてわかったんじゃないですか。その前に、密約されてるわけじゃないですか。今回も同じようなことを、またやるん違いますか、これは。

室長：そんなことはない。もう一次対策、

住民：だって一度あることは、また二度あるし、二度あることは三度あるし。

室長：協定書と同じように考えてますので、まだ何も話してませんが、今の二次対策の内容について●●さんと、どういう協定を結ぶかという話

住民：あの公園は、いつまで貸してるんですか。あの土地は、いつまで貸すんですか。その話してるんですか。僕ら何も聞いてませんよ、あれ。

室長：工事中、

住民：勝手に何であんなことを決めたんかしらんけどね、そして附属の備品もいっぱい置いてますよ、いろんな備品が。

室長：●●さんとは別の協定書を、一次対策として同じように別に協定書を結ぶ予定です。

住民：それは僕らから見たら密約と一緒にですよ。あんな公園をつくるなんて、どこかに書いてますか。

室長：締結した協定書は公開させていただきますので。

住民：公園つくるなんていうこと書いてましたか。文書の中で書いてましたか、なかったでしょう。

室長：一次対策の中で公園をつくる話はしてませんけど。

住民：なかったでしょう、あの公園をつくるなんて、どこにも文書はなかったです。

室長：一次対策に関係ないですよん、あれは。

住民：いや、そんなこと言うてませんがな。公園をつくることに対して、文書でどこかに書いてましたかと言うてるんですよ。ないでしょうが。

室長：一次対策と同じように、二次対策についても●●さんとは別に結ぶ、ということとさせていただきます。

住民：そしたら、各自治会で協定書を結んでもできるということですね。

住民：この6自治会も、各それぞれ別々に協定書をつくったら。

住民：ばらばらでやってほしい。

住民：そういうことですね。

住民：そのほうがイエスカノーがはっきりする。

住民：それじゃ話がまとまらないから。

室長：こうやってずっと話をさせていただいて、こういうのをずっと。

住民：●●さんとのまとめのやつは、書く欄は別で構わないけど、中身は一緒に

やないとおかしいよね。それとは違う形で結ぶの。

住民：矛盾した形になったらおかしいですよ。

住民：そういうのが認められるんやったら、各自治会ごとに違う内容でもできるということでしょう。

住民：そういうことになっちゃう。だから、それはまずいやろ。

一次対策のときは、同じのではんこをもらったと記憶してるんだけど、違うの。それも知らなかったけど。それはまずいんじゃない。

室長：全くもっとシンプルな、

住民：シンプルな、か。追加で、だから彼らに何らかのメリットを与えるような協定書を与えることは。

室長：そういうことではないですね。ただ、向こうから一次対策は同意する。県有地化をしてほしいというような要望があって、もっとシンプルなことの協定書を結んでます。

住民：できたら同じのほうがいいよね、周辺と。同じ文言で同意してくれないかというふうに●●に持っていっても、向こうはだめなの、それでも。

住民：同じ文言やったら、より向こうも納得しやすいし、喜ぶと思うんやけど、おかしいな、これ。

室長：話はしてみます。

司会：すみません、ちょっと時間が迫っておるんですけども、最後、議題「その他」というのがありますので、ちょっとその話をして。

住民：2、3質問したいんですけど、あかんかったら次回でいいですけど。

5番で、モニタリングの結果の情報を積極的に公開するということは、都合の悪いのを隠しますということにとれるんやけど、これちょっとおかしいと思う。全面公開にしてもらわんと。

室長：積極的にということは、私らずっと情報を全部出してますので、これ消しましょうか。別に積極的って、全部出したらいいだけの話で。

住民：全面的にいうて書いてもろたらええのや。

室長：全面的にって、今までから全部出してますので。情報を公開してます。

住民：この書き方やったら、都合の悪いのを隠しますよってとれるやん。

住民：そうか？

室長：そういうことがないっていうことを、ここに書かせてもろたんです。

住民：すみません。その同じ5番、私もそれ質問したかったんですけど、地下水の水質が別途定める水準となったことが確認できるまでの間って、具体的にどういうことなんですか。

まだ、連絡協議会で定めるんやったら、また皆で話し合いながら、このへんでやめましょかってわかるけども、別途定める水準というのはどういうことです。基準じゃなくて水準というのは、どういう意味合いなのか、そのへんちょっと聞かせてほしいんですけど。

それは連絡協議会で決めるのであれば、やめるかどうか、実施するかやめるかというのは。

住民：その水準というのは別途定めるんでしょ。

住民：別に定める。

住民：いやいや、多分そうやと思うけど、それはどういうことか具体的にちょっと聞かせくださいと。

別途定める水準となったところまで確認できるまでの間は、モニタリングをやるということでしょう。それやったら、それを認めるかどうかというのは、ちょっと聞かせてほしい。

管理監：地下水については、前にも言うておりましたように地下水の環境基準がございますので、浸透水については少なくとも管理型の最後の安定したという部分の基準。

住民：ここは安定型処分場。

住民：だったら別途と言わなくていいや。

住民：何かちょっと中途半端やな。それか連絡協議会で決めるというか、何かそうせんことには、別途定める水準が確認できるまでの間という、それがちょっと気になる。

住民：時間がないから、それ、また宿題にして。

室長：宿題にさせていただきます。

住民：すみません。それも宿題で結構です。

県の考え方という中で、下流の地下水汚染の対策はどうなんですかという質問をさせていただいたんで、ぜひその県から回答いただいていますんで、これもちょっと整理して載せていただきたい、県の考え方ですね。

それと元従業員の供述とか、聞き取りに関する話で、実際やってみただけど、効果がほとんど出てないんじゃないのという質問をさせてもらいました。いや、そうじゃないんやと、もっと掘削せないかんやないかというやりとりもさせてもらいました。そのへんもちょっと県の考え方をまとめて、次回、よろしくをお願いします。

住民：ホームページに載せてくれはったらしいんですけども、皆さん御同意いただけます。今、4つ載ってるんですかね。私、この前、ホームページに載せてちょうだいってお願いしたんですが。

参事：21年の5月と11月、

住民：5月と6月と、それと11月の協定書、ああ、違うわ、8月や。5月の周辺自治会連絡会の知事への申し入れ、その後の要求、それと6月の知事との確認して、うちの意見、それと知事との覚書、協定書は載ってなかったかなと思うんです、去年の11月の。そのまま載ってるんですけどね、あの用紙、皆さん御存じでしょうか。それでいいかどうかちょっと御了解、私、言うたらあかんでしょう。いや、困るというふうにおっしゃる方がおられたら、それはそれでまたお話でいいんですけど。

住民：氏名が出るからな。

住民：そうなんです。私もあれ氏名だけ消すかなと思ったんですよ、正直言うて。

住民：●●のホームページの中に、周辺自治会の欄が1個ありまして、そこに5つ載ってます。今まで独自にスキャンかけたものを載せてましたけども、県のほうが公開されましたので、そちらにリンクするようにしました。それで県は4つしかないですけど、特別委員会の中には5つ載ってます。

住民：去年の11月ですか、たしか。

住民：11月かな。

住民：11月の協定書は載ってなかったと思います。

住民：それは、そこを見てもらうと、これだなというのは確認できると思います。

今、名前の話が出ましたけど、署名したものをスキャンかけてPDF化したものと、名前なしで、今日もらった、こういうスタイルで署名捺印がない状態のやつもありますね、公開された分で。それはどちらがいいかどうかは何とも私、

住民：公文書でもはんことかサインとかは偽造されるおそれがあるから、そのままでは多分出さないでしょう。その問題が、ちょっと心配として残るんだけど、そのまま載ってる場合は。

住民：私は載せていただいて大変ありがたいんですけど、文句言ってるわけじゃないです。

室長：ちょっと確認させていただきまして、確かにそういうことであれば、

住民：法的に、いいのか悪いのかは知りません。

住民：いや、それは法的というよりも危険があるので、

室長：そういう対応をさせていただきます。

司会：すみません。時間が過ぎましたので、1点だけ、地下水の採水の予定についてお知らせさせていただきたいと思います。

参事：すみません。地下水等の採水のお知らせということで、A4、1枚ものがございますけども、周縁地下水の経年モニタリング調査の第1四半期の今年度、1回目のやつの浸透水と場内、周縁および周辺の14カ所の井戸についてやると。実施日としては今週の金曜日、27日を予定しております。雨等で延期の場合は、翌週の30日を考えております。

そしてもう一つ、周辺地下水調査ということで、本年度、新しく設置しました7カ所の井戸、下に図がついておりますけども、この7カ所につきまして25日、明日からですけども、明日、あさって、しあさっての3日間で採水を行うという予定をしておりますので、お知らせさせていただきます。

以上でございます。

司会：すみません。では、時間が過ぎましたので。

室長：すみません。今いろいろな宿題もありましたし、修正するところもごさいますし、追加するところもございまして、その修正をさせていただいて、また話し合いをさせていただきたいと思うんですけども、8月2日、来週の木曜日ですけど、いかがでしょうか。はい、すみません、またよろしくお願ひします。

司会：では、本日はこれで終了させていただきたいと思います。
お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。